

**最終保障提供責務の導入等に伴う
基礎的電気通信役務制度の在り方
一次報告書**

2025年12月19日

情 報 通 信 審 議 会
電 気 通 信 事 業 政 策 部 会
ユ ニ バ ー サ ル サ ー ビ ス 政 策 委 員 会

I. はじめに	1
II. 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第46号)の概要	3
III. 最終保障提供責務の導入等に向けて検討が必要な事項	6
第1章 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い	7
第1節 ワイヤレス固定電話の提供地域の扱い	7
第2節 ユニバーサルサービスに位置付けるモバイル網固定電話の扱い	9
第3節 ユニバーサルサービスに位置付けるワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の扱い	11
第4節 関連規定における新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い	13
第2章 最終保障提供責務の履行の在り方	15
第1節 基礎的電気通信役務台帳の整備に関する事項	15
第2節 最終保障提供責務の履行に係る手続等に関する事項	19
第3節 近隣電気通信事業者の協力義務に関する事項	28
第3章 ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方	32
第1節 ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等の周知及び届出に関する事項	32
第2節 地方における都市部より高い料金設定の禁止に関する事項	36
第4章 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方	39
第1節 最終保障電気通信役務の交付金制度の在り方	39
第2節 最終保障提供責務の導入等に伴う電話の交付金制度の見直し	44
第3節 最終保障提供責務の導入等に伴うブロードバンドの交付金制度の見直し	47
IV. おわりに	52

■ 本報告書における主要な事業者及び法律についての表記は以下のとおり。

NTT東西	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社
NTT法	日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)
事業法	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

I . はじめに

我が国は、少子高齢化の進展、景気の長期低迷による経済的地位の低下¹、自然災害リスクに加え、厳しさを増す安全保障環境など、様々な課題を抱えている。情報通信インフラは、AI・ロボット市場の拡大等により社会全体のデジタル化の更なる進展が見込まれる中で、あらゆる社会経済活動を支える基盤かつ経済成長のけん引役としてその果たすべき役割が飛躍的に高まっている。

情報通信インフラは、全国あまねく整備・維持された上で、競争による料金の低廉化やサービスの多様化・高度化を図ることが必要となるところ、ネットワークレイヤーではブロードバンド化やモバイル化等が進展し、さらに他レイヤー（端末・プラットフォーム）の市場支配的事業者がネットワークレイヤーに進出しつつあるなど、市場構造は大きく変化しており、時代に即した取組を進めることが必要となっている。

その中でも、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第62号）により創設された基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度は、平成19年1月から電話のユニバーサルサービス交付金制度の運用を開始し、それ以降、社会経済情勢や技術革新などの環境変化を捉え、累次の審議会答申等を踏まえて、適時適切にその在り方が見直されてきたところ、本年2月の情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申（2025年2月3日。以下「最終答申」という。）では、モバイル網を活用したサービスの登場等により複数の電気通信事業者による効率的な提供が可能となっていること等を踏まえ、モバイル網を活用した電話・ブロードバンドに係るサービスを新たにユニバーサルサービスに位置付けるとともに、複数の電気通信事業者が連携してユニバーサルサービスの提供を確保する最終保障提供責務を導入することが適当とされた。

これを踏まえ、最終保障提供責務の導入や、これに伴うユニバーサルサービス交付金（以下「交付金」という。）制度の見直し、新たな利用者保護規律の導入等を盛り込んだ電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）が、本年5月に公布された。

そして、これらの新たな制度の導入等に向け、本年7月には、総務大臣から情報通信審議会に対し、「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」が諮問されたところである。

本件諮問の具体的な検討は、電気通信事業政策部会の下でユニバーサルサービス政策委員会（主査：大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長。以下「委員会」という。）を開催して進めることとされ、本年12月15日までに、事業者、団体等のヒアリングを行いながら、委員会を計6回開催し、検討を重ねてきたところである。

¹ 日本の競争力は1990年に世界で1位だったところ、2023年には過去最低の35位となった（出典：IMD（1990,2023）「World Competitiveness Yearbook」）。

II. 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第46号)の概要

1. 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第46号)の概要

第217回国会において「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」(令和7年法律第46号。以下「令和7年改正法」という。)が成立し、令和7年5月28日に公布された。

本法律は、最終答申に基づき、ユニバーサルサービス及び公正競争を確保しつつ、NTT東西の経営の自由度の向上等を図るため、必要な措置を講じたものである。

ユニバーサルサービスの確保については、ユニバーサルサービスである電話及びブロードバンドの双方について、あまねく日本全国における提供を複数の電気通信事業者により担保するとともに、ユニバーサルサービスの提供に関する規定について時代に即したものとするため、電話のあまねく提供責務を見直し、電話・ブロードバンドとともに、複数の事業者が連携してカバーして、他事業者がいない地域のみ提供の責務を負う「最終保障提供責務」を導入することとされた。

公正競争の確保については、NTT東西の本来業務について、県域業務規制を撤廃し、その内容を、東日本地域又は西日本地域の区域において通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信業務へと改めることとされた。これに併せ、不公平な条件での取引禁止、卸先の情報の目的外利用の禁止等を明確化し、グループ内の大規模な事業者との合併等を事後確認の対象とするほか、規制の遵守状況等を事後検証することとされた。

通信インフラの維持・確保については、NTT東西の電柱、管路等の線路敷設基盤の譲渡等を認可対象とすることとしたほか、鉄塔等提供事業者(インフラシェアリング事業者)について、適正・公平な利用等を担保した上で、認定を受けた場合には、公益事業特権(土地等の使用に係る権利)を付与する制度を創設することとされた。

電気通信番号制度の見直しについては、電気通信番号使用計画の認定に係る欠格事由に、詐欺、電子計算機使用詐欺等の特殊詐欺に係る実刑が下されている主な刑法犯及び当該認定の取消しを受けた者を追加することとされた。

2. ユニバーサルサービスの確保に関する規定の整備

このうち、委員会の検討事項と深く関係する「ユニバーサルサービスの確保」に関する規定の整備の概要は以下のとおりである。

(1) 最終保障電気通信事業者に関する規定の整備

複数の電気通信事業者によるユニバーサルサービスのあまねく日本全国における提供を確保するため、NTTの電話のあまねく提供責務は見直し、電話・ブロードバンドとともに、提供者がいない地域に限り責務を負う最終保障提供責務を設けることとされた。

最終保障提供責務の担い手(最終保障電気通信事業者)は、適格電気通信事業者がいる地域は適格電気通信事業者、それ以外の地域はNTT東西とするとされた。

最終保障提供責務の円滑な履行に資するため、基礎的電気通信役務台帳や、その提供の求めがあった場所(提供場所)に提供者がいるかどうかの確認の手続等を整備することとされた。

最終保障提供責務に基づくユニバーサルサービス(最終保障電気通信役務)の円滑な提供のため、近隣の電気通信事業者は、局舎の貸出し等の必要な協力をしなければならないこととし、その協議に応じる義務を課すこととされた。

(2) 交付金制度に関する規定の整備

最終保障電気通信役務の提供について、交付金により必要な支援を行うこととされ、適格電気通信事業者がいない地域におけるNTT東西による最終保障提供責務に係る交付金については、総務大臣の確認制度を設けることとされた。

電話の交付金制度について、複数の適格電気通信事業者が担当支援区域の指定を受ける制度へと変更する等、交付金制度に関し、最終保障提供責務の導入等に伴い必要な規定を整備することとされた。

(3) 利用者保護等に関する規定の整備

電気通信事業者の撤退による利用者の不測の事態を回避し、利用者の利益を保護するため、ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等について、利用者への事前周知の義務を課すこととされた。

ユニバーサルサービスの料金の低廉性確保のため、地方における都市部より高い料金設定を原則禁止するとともに、電話について、多様な条件による提供を可能とするため、相対契約を解禁することとされた。

III. 最終保障提供責務の導入等に向けて 検討が必要な事項

第1章 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

第1節 ワイヤレス固定電話の提供地域の扱い

(1) 背景

NTT東西が提供するワイヤレス固定電話について、現行制度上、サービスの安定的な提供等を確保する観点から不採算地域に限定されている。

最終答申においては、このワイヤレス固定電話について、

- ・ 提供地域を拡大してもサービス提供に必要なモバイル網の利用が不安定になるとは考えにくいこと
- ・ メタル回線設備の縮退の促進にも資すること

等から、提供地域を不採算地域に限定する規律は見直すことが適当とされたところであり、NTT東西のメタル回線設備の縮退に伴う諸課題について取り扱う固定電話サービス移行円滑化委員会²の検討状況も踏まえつつ、ワイヤレス固定電話の提供地域の在り方について検討を行った。

(2) 主な意見

- 円滑かつ効率的な加入電話のサービス移行実現のため、代替サービスとなるワイヤレス固定電話を全国で提供できるよう、早急に提供地域の要件を撤廃いただきたい。
- 光ファイバの整備・利用促進の観点から、ワイヤレス固定電話の提供エリアは引き続き限定すべきである。

(3) 考え方

固定電話サービス移行円滑化委員会においては、NTT東西から、光ファイバが整備されていない地域のほか、光ファイバが整備されている地域であっても建物配管等の都合でFTTHを利用できない場合や、利用者が早期開通を希望する場合には、モバイル網を活用した固定電話サービスを提供したいとの意向が表明されている。

同委員会では、こうした意向等を踏まえ、

- ・ NTT東西の固定電話サービスに関して、自ら設置する電気通信設備を用い

² 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 固定電話サービス移行円滑化委員会（主査：山内 弘隆 武藏野大学 経営学部 特任教授）

ること(以下「自己設置要件」という。)を原則としているNTT法の趣旨を踏まえれば、モバイル網を活用した固定電話サービスの提供を無条件に認めるることは適当ではない。

- 一方で、固定電話サービスの円滑な移行のためには、光未整備エリアのほか、光整備エリアであっても、個別の事情により、利用者がFTTHを利用できない場合やモバイル網を活用した固定電話サービスを使いたい場合には、利用者の利益を最大限保護する観点から、ワイヤレス固定電話やモバイル網固定電話による代替を認めることが適当である。

との考え方が整理され、総務省に対して、「光未整備エリアでの提供を原則とした上で、個別具体的な事情により光整備エリアでも例外的に提供できること」を可能とする制度整備に着手すべきとの方向性が示された。

委員会としても、メタル固定電話の円滑な移行を実現する中で、光ファイバとモバイル網を組み合わせてユニバーサルサービスとしての固定電話サービスを効率的に確保する観点から、こうした考え方の下で総務省による制度整備が進むことを期待する。

第2節 ユニバーサルサービスに位置付けるモバイル網固定電話の扱い

(1) 背景

現在MNO各社が提供しているモバイル網固定電話について、最終答申においては、

- ・ 基本的に全国で、NTT東西のメタル固定電話より低廉な料金で利用可能であり、電話のユニバーサルサービスの効率的な提供と、電話単体利用を希望するメタル固定電話の利用者の移行先を併せ確保する観点から有効なサービスと考えられること
- ・ 電話のユニバーサルサービスの要件として、メタル固定電話と同水準の技術基準を課す必要性は低下しつつあるため、モバイル網固定電話固有の技術基準として、通常の利用に支障を来さない一定の安定性や通話品質、緊急通報³等が確保できる水準を検討し、それを課せば足りると考えられること

から、電話のユニバーサルサービスに位置付けることが適当とされている。

これを受け、委員会では、技術基準の検討に当たっての基本的考え方として以下の内容を確認した上で、IPネットワーク設備委員会⁴における具体的な検討に委ねることとし、その検討状況も踏まえつつ、ユニバーサルサービスとしての制度化に向けて検討を行ってきた。

【技術基準検討に当たっての基本的考え方】

メタル固定電話や携帯電話などの技術基準や緊急通報として求めている基準等も参考しながらも、

- ① 従来のメタル固定電話並のサービス水準が必要不可欠なものとして受け止められないことや、
- ② 本サービスが各社の創意工夫によって比較的低廉に既に提供されているサービスであること、さらには、
- ③ 緊急通報受理機関側の事情等も勘案し、ユニバーサルサービスとしての三要件である不可欠性、低廉性及び利用可能性にも沿った技術基準となるよう検討を進める必要がある。

³ 緊急通報については、総務省において、モバイル網固定電話の普及状況を見極めつつ、「緊急通報時に、住所情報、通報者が使用する0ABJ番号及び氏名が通知される機能」が、普及段階での実装が確実に実現するよう検討を進めることが適当とされた。

⁴ 情報通信審議会 電気通信技術分科会 IPネットワーク設備委員会(主査:相田 仁 東京大学 特命教授)

(2) 主な意見

- 最終答申を踏まえ、モバイル網固定電話について、事業法の定めるユニバーサルサービスとして位置付けていただきたい。具体的には、事業法第10条第3項イに定める「その他これに準ずるものとして総務省令で定めるもの」に早急に位置付けていただく必要がある。
- モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付けるに当たり、現行サービスの技術水準を踏まえた技術基準を設定すべきである。
- 光の利用促進の観点から、モバイル網固定電話の活用は必要最小限とすべきである。

(3) 考え方

モバイル網固定電話の技術基準について検討しているIPネットワーク設備委員会モバイル網固定電話作業班⁵においては、①責任分界点、②品質、③緊急通報における機能、④損壊・故障対策等の設備規律等について詳細な検討が進められているが、委員会としては、(1)の基本的考え方方に沿って、引き続き、関係する委員会での検討が進むことを期待する。

その上で、技術基準の検討の結果について、(1)の基本的考え方方に沿うものであることが確認できた段階で、最終保障提供責務の導入に間に合うよう、総務省において、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスとして制度化するための制度整備に着手することが適当である。

また、モバイル網固定電話がユニバーサルサービスとして位置付けられる場合の提供範囲については、複数の携帯電話事業者が現に提供しているサービスであることや、後述するワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)と異なり、輻輳等に伴う通信の安定性が課題となることが想定されにくいくことを踏まえれば、その提供区域に制限を設けることは適当でないと考えられる。

一方、NTT東西が卸提供を受けて提供する場合については、自己設置要件を原則とするNTT法の趣旨を踏まえれば、固定電話サービス移行円滑化委員会において示された方向性と同様、第1節において示したワイヤレス固定電話の提供範囲と同様の考え方で制度整備がなされることが適当である。

⁵ 情報通信審議会 電気通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会 モバイル網固定電話作業班(主任:矢守恭子 朝日大学 経営学部 経営学科 教授)

第3節 ユニバーサルサービスに位置付けるワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の扱い

(1) 背景

現在MNO各社が提供しているワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)について、最終答申においては、

- ・ 光ファイバの未整備世帯については、整備・維持に多大な費用を要することが想定されるため、モバイル網では、4G・5Gともに今後もエリアカバーの更なる拡大が見込まれていること等を踏まえ、無線を積極的に活用し、光ファイバと無線を組み合わせた効率的な整備・維持を図ることが適當
- ・ 上記の観点から、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)についてユニバーサルサービスに位置付けることが考えられる一方で、技術的な特性上、時間と場所により通信の品質が安定しない場合があることから、混雑が生じにくく、かつ、効率的な提供を確保する必要性が高い地域である未整備地域等に限定することが適當

とされたところであり、ユニバーサルサービスとしての制度化に向けて、その時期や提供範囲等について検討を行ってきた。

(2) 主な意見

- 最終保障提供責務の導入に伴う国民負担軽減の観点から、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)をユニバーサルサービスに位置付けることに賛同する。
- ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)をユニバーサルサービスに位置付けるに当たり、その提供範囲は光ファイバ未整備地域等に限定すべきである。
- ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)のユニバーサルサービスとしての範囲を検討する際には、サービスの安定的な提供が求められる点に留意が必要と考える。

(3) 考え方

現在、デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版)(令和5年12月26日閣議決定)等において、政府の方針として、光ファイバの全国での世帯カバー率を令和9年度末までに99.9%とすることを目指すとされている。

これは日本全国において安定的な通信インフラ基盤を整備することを目的とするものであり、この目的自体は電話及びブロードバンドのユニバーサルサービスの確保の観点からも是認すべきものであることから、委員会としても、この政府の方針が堅持されることを期待する。

その上で、政府目標の実現に向けて取り組んだ後になお光ファイバが未整備の世帯は、仮に光ファイバを整備・維持するすれば多大な費用を要すると想定され、無線を積極的に活用して効率的な整備・維持を図ることが必要かつ適当であることから、ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）については、そのような未整備世帯において、目標時期が経過する令和10年度からの開始を念頭に、ユニバーサルサービスとして制度化を検討することが適当である。

第4節 関連規定における新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

(1) 背景

NTT法は、全国津々浦々の線路敷設基盤を死蔵させずに有効活用を図ることや、ユニバーサルサービスの安定的な提供を確保すること等を担保するため、NTT東西に対し、自己設置要件を原則として義務付けている。もっとも、ユニバーサルサービスとしての電話・ブロードバンドを含む「地域電気通信業務」の適切かつ安定的な提供等を確保するために必要があると認められるときは、総務大臣の認可を受けて、例外的に、自ら設置する電気通信設備以外の設備を用いることができることとされている。

(2) 主な意見

- ワイヤレス固定電話と同様、モバイル網固定電話についても、MNO から NTT 東西への卸提供が可能となるよう自己設置要件の見直し等の制度整備を実施いただきたい。
- NTT東西の設備の自己設置要件の例外については、サービスの安定供給、国民の資産の有効活用等の重要性に鑑み、一定の条件を課す必要があるのではないか。

(3) 考え方

モバイル網を活用した固定電話サービスをユニバーサルサービスに位置付けることとする場合、NTT東西がMNOからこれらのサービスの卸提供を受けて提供するときには、モバイル網はNTT東西が自ら設置するものではないため、上記「自己設置要件」との関係が問題となる。

この点については、

- NTT東西によるモバイル網の活用は、ユニバーサルサービスの効率的な提供を実現するために必要であること
- モバイル網の設置者は、電波法に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の下で、計画的に基地局を設置しながら事業を展開しているMNO4社に事実上限定されること

から、NTT東西が「地域電気通信業務」を當むに当たって、必要と認められる範囲でモバイル網を活用することは、適切かつ安定的な提供を確保するために必要があるものとして整理していくことが適当であり、その上で、具体的な提供範囲が本章で述べたような範囲にとどまるものであるかどうかについて、総務

大臣の認可手続の中で確認することとすることが適當である。

なお、事業法では、ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者を基礎的電気通信役務台帳に記載することで、利用者からの提供の求めに対してこれらの電気通信事業者がユニバーサルサービスを提供するかしないかを確認する手続を円滑に実施できるようにしているが、NTT東西がMNOから卸提供を受けて提供するモバイル網を活用した固定電話サービスについても、基礎的電気通信役務台帳に記載することができるよう、登録・届出制度を整備することが適當である。

第2章 最終保障提供責務の履行の在り方

第1節 基礎的電気通信役務台帳の整備に関する事項

1. 電話のユニバーサルサービス(第一号基礎的電気通信役務)の種別

(1) 背景

令和7年改正法において、総務大臣は最終保障提供責務の円滑な履行に資するため、ユニバーサルサービスの種別による区分ごとに基礎的電気通信役務台帳を作成することとされた。特に、電話のユニバーサルサービスに係る基礎的電気通信役務台帳は、電話の種別による区分ごとに作成することとされているところ、「種別による区分」をどのように定めるべきかについて検討を行つた。

(2) 主な意見

- 台帳整備に要する行政や事業者の運用コスト等を総合的に勘案して検討していく必要がある。

(3) 考え方

加入電話、光回線電話、ワイヤレス固定電話のほか、モバイル網固定電話がユニバーサルサービスとして制度化された場合には、これらのサービスは、提供区域の状況等に応じて代替的なユニバーサルサービスとして制度化することが適当である。

一方、これらの加入者ごとに提供される固定電話と、公衆の利用に供するためにNTT東西が設置する公衆電話とはその基本的な性質を異にし、公衆電話の中でも第一種公衆電話と災害時用公衆電話は想定される利用用途が異なるため、相互に代替的なユニバーサルサービスとは言いがたい。

そのため、電話の基礎的電気通信役務台帳における「種別による区分」としては、以下の3種別にすることが適当である。

- ① 固定電話(加入電話、光回線電話、ワイヤレス固定電話⁶⁾)
- ② 第一種公衆電話
- ③ 災害時用公衆電話

その上で、上記の種別のうち、②第一種公衆電話及び③災害時用公衆電

⁶⁾ モバイル網固定電話がユニバーサルサービスとして制度化された場合は、モバイル網固定電話も含む。

話に係る基礎的電気通信役務台帳については、事実上、NTT東西しかサービスを提供していない実態に照らして、当面の間、整備しないこととしても差し支えないと考えられる。

2. 基礎的電気通信役務台帳の作成の単位となる「地域単位区域」

(1) 背景

令和7年改正法において、総務大臣は最終保障提供責務の円滑な履行に資するため、地域単位区域ごとに基礎的電気通信役務台帳を作成することとされているところ、最終保障電気通信事業者や区域内電気通信事業者の負担等を勘案しつつ、地域単位区域の単位をどのように定めるべきかについて検討を行った。

(2) 主な意見

- 台帳の作成の単位となる地域単位区域については、市区町村の単位が望ましい。
- 電気通信事業の登録における業務区域に関する申請と同様の市町村単位で報告させていただきたい。
- ブロードバンドサービスについての地域単位区域は事業者にとって最も効率的な市町村単位とすることが適当ではないか。
- 電話については「番号区画コード」、ブロードバンドについては市町村単位が妥当。
- 各社サービス毎の管理粒度のまま提出することを許容いただきたい。

(3) 考え方

地域単位区域の単位については、都道府県などのように単位区域を大きく取ると、役務提供確認のために問い合わせる区域内電気通信事業者の数が増加し、最終保障電気通信事業者と問合せを受ける区域内電気通信事業者双方の負担が生じやすくなることが考えられる。

他方、町字などのように単位区域を小さく取ると、提供エリアの変更に伴う変更登録・届出とこれに伴う基礎的電気通信役務台帳の変更が頻繁に生じ、電気通信事業者と行政双方の負担が生じやすくなることが考えられる。

そのため、提供の求めに伴って役務提供確認が生じる電気通信事業者の負担と、提供エリアの変更に伴って変更登録・届出義務が生じる電気通信事業者や行政の負担のバランスに鑑みて、「市区町村単位」とすることが適当で

ある。

3. 基礎的電気通信役務台帳の記載事項

(1) 背景

令和7年改正法において、総務大臣は最終保障提供責務の円滑な履行に資するため、電話・ブロードバンドのユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者を地域単位区域ごとに整理した基礎的電気通信役務台帳を作成することとされており、以下の内容が法定されている。

- ① 地域単位区域を業務区域に含む電気通信事業者の名称等及び住所
- ② 役務提供確認を受けるための電話番号その他の連絡先
- ③ 業務区域の減少(地域単位区域が減少後の業務区域に含まれなくなるもの)をしようとする場合は、その減少の日
- ④ 業務の休廃止をしようとする場合は、その休廃止の日

このほか、③④に関して必要な事項その他の事項については総務省令に委任されているところ、基礎的電気通信役務台帳を円滑に機能させる観点から、記載すべき事項について検討を行った。

(2) 考え方

業務区域の減少や休廃止に関しては、基礎的電気通信役務台帳において、地域単位区域におけるユニバーサルサービスの提供状況について一覧性を持たせた形で整理する観点から、

- ・ 業務区域の減少等に関する新規契約受付停止日
- ・ 休止する期間
- ・ 休止後の再開時期

を記載することが適当である。

また、提供の求めを行おうとする者の利用者利便に資する観点等から、「その地域単位区域における最終保障電気通信事業者の名称及び連絡先」についてあわせて記載することが適当である。

基礎的電気通信役務台帳のイメージ

区分 : 固定電話 (加入電話・光回線電話・ワイヤレス固定電話※)

区域 : A 町 市区町村単位

※ モバイル網固定電話がユニバーサルサービスとして制度化された場合は、モバイル網固定電話も含む。

【固定電話を提供する電気通信事業者】

事業者名	住所	連絡先	備考
A株式会社	○○県○○市○○
B株式会社	△△県△△市△△
C株式会社	□□県□□市□□	...	□年□月□日 業務の廃止を予定

【最終保障電気通信事業者】

A 株式会社 (連絡先 : ...)

固定電話 (3種類) で1区分とする
※公衆電話について、台帳は作成しない

区分 : ブロードバンド (FTTH・CATV・ワイ固BB (専用型))

区域 : A 町 市区町村単位

【ブロードバンドを提供する電気通信事業者】

事業者名	住所	連絡先	備考
A株式会社	○○県○○市○○
B株式会社	△△県△△市△△
C株式会社	□□県□□市□□	...	□年□月□日 業務の廃止を予定

【最終保障電気通信事業者】

A 株式会社 (連絡先 : ...)

図III-2-1-1 基礎的電気通信役務台帳のイメージ

第2節 最終保障提供責務の履行に係る手続等に関する事項

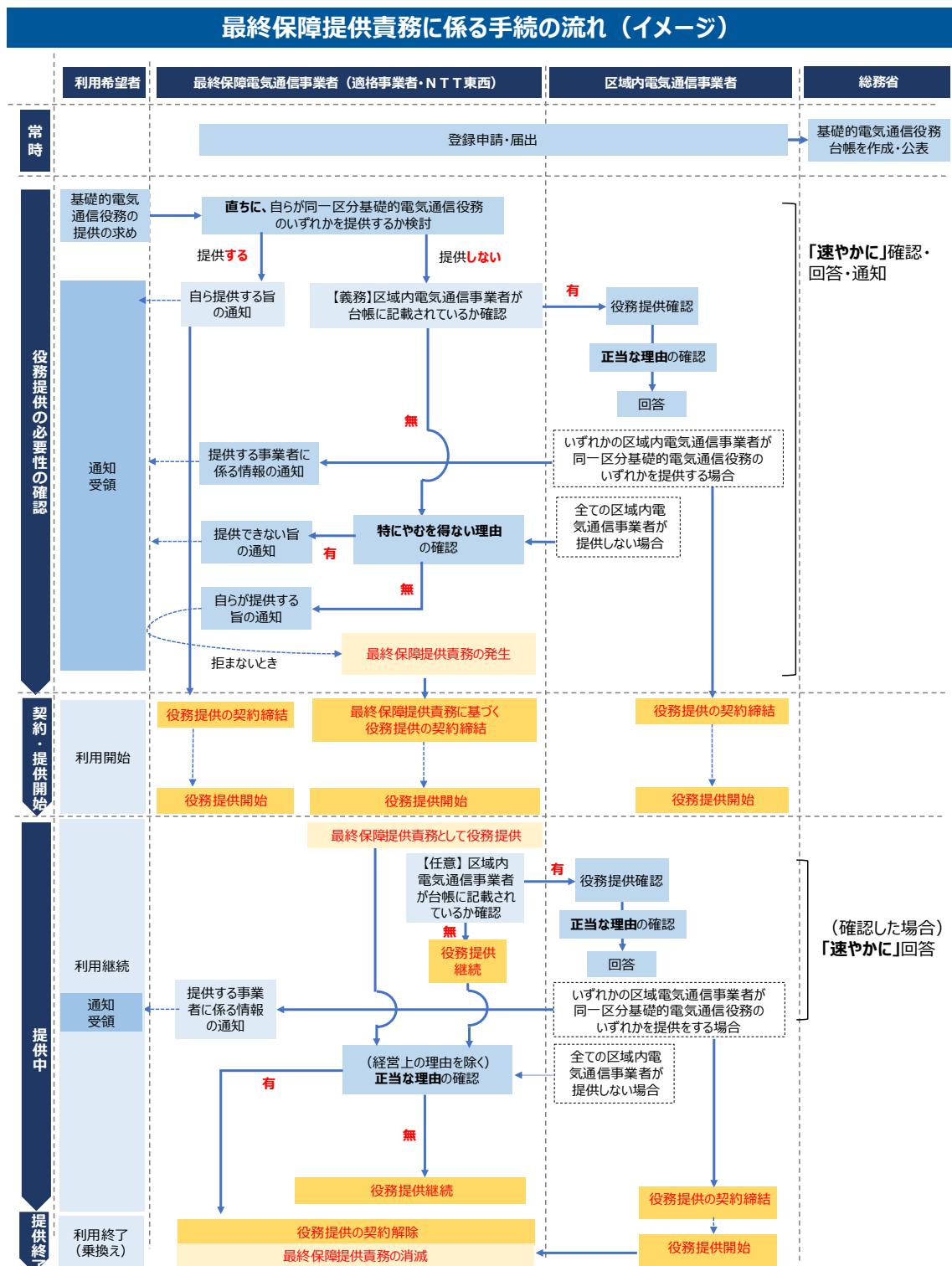
1. 役務提供確認の手続

(1) 背景

令和7年改正法において、最終保障電気通信事業者は、ユニバーサルサービスの提供の求めがあった場合には、原則として、速やかに、その地域単位区域における全ての区域内電気通信事業者に対し、役務提供確認(区域内電気通信事業者が、当該提供の求めに係る提供場所において同一区分のユニバーサルサービス⁷の提供を求められた場合に、その提供をするかどうかの確認)をしなければならないこととされた。

この役務提供確認について、最終保障電気通信事業者及び区域内電気通信事業者の双方にとって効率的なものとする観点から、その手続の在り方について検討を行った。

⁷ 例えば、第1節の1. で述べたとおり制度整備されるとすると、固定電話の提供の求めがあったときは、「加入電話、光回線電話、ワイヤレス固定電話、(ユニバーサルサービスとして制度化された場合)モバイル網固定電話」が同一区分のユニバーサルサービスとなる。また、ブロードバンドの提供の求めがあったときは、「FTTH、CATV、ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)、(ユニバーサルサービスとして制度化された場合)ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)」が同一区分のユニバーサルサービスとなる。



図III-2-2-1 最終保障提供責務に係る手続きの流れ

(2) 主な意見

- 申込毎の役務提供確認には多岐に渡る運用面の整理と事業者間の合意形成が必要であり、事業者のみに検討を委ねても事業者間協議が円

滑に進まない可能性があると想定されるため、総務省においてこれらの運用面における具体的な手続き等の検討を主導し、整理いただくことが必要。また、その検討に当たっては、効率的な実現が可能となる仕組みについてあわせて検討すべき(事業者間連携プラットフォームの構築等)。

- 役務提供確認に係る手続のシステム化に当たっては、区域内電気通信事業者に粒度の細かい役務提供に係る情報を提供していただく必要があるのではないか。また、総務省、若しくはそれ以外の第三者的な機関が当該システムの管理・運用を行うことは可能なのかについて検討すべき。
- 役務提供確認に係る手続のシステム化については、事業者間の役務提供確認に係る調整・連絡のコストを下げるためのシステムと、役務提供確認の結果を利用者へ回答するためのシステムについては、分けて議論したほうがよい。
- 役務提供確認に係る手続のシステム化については、一度システムを作ってしまうと変更は困難であるため、慎重に検討すべき。

(3) 考え方

最終保障電気通信事業者にとっては、提供の求めがあるたびに、地域単位区域内でユニバーサルサービスを提供する全ての区域内電気通信事業者に対して都度、役務提供確認を行わなければならず、個々の区域内電気通信事業者にとっては、提供の求めがあるたびに、最終保障電気通信事業者からの問合せに応じて、同一区分のユニバーサルサービスを提供するかどうかについて都度回答しなければならないこととすると、手続として過度に煩雑となるおそれがある。

そのため、役務提供確認の手続については、最終保障電気通信事業者及び区域内電気通信事業者の双方にとって効率的なものとなるよう、あらかじめ取得・把握可能な情報を集約・整理した上で、運用ルールを含め、最終保障提供責務の円滑な履行に資する仕組みを整備する方向で検討を進めることが適当である。

また、その検討に当たっては、最終保障電気通信事業者及び区域内電気通信事業者となりうる電気通信事業者の双方に生じうる負担の程度等にも配慮しつつ電気通信事業者間で円滑な調整が図られるよう、事業者間での連絡調整体制を整え、各事業者が積極的に参画する形で検討を進めていくことが適当である。

2. 区域内電気通信事業者が役務提供を拒否できる「正当な理由」

(1) 背景

現行制度において、ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、届出契約約款に定める料金その他の提供条件による当該ユニバーサルサービスの提供を拒んではならないとされており、「正当な理由」の具体的な内容について、例えば、

- ① 天災、地変、事故等により、電気通信設備に故障を生じ役務提供が不能の場合
- ② 料金滞納者に対する場合
- ③ その申込を承諾することにより他の利用者に著しい不便をもたらす場合
- ④ 正常な企業努力にもかかわらず、需要に速やかに応ずることができない場合

等が考えられるとして制度が運用されている。

令和7年改正法において、この「正当な理由」の内容として、「経営上の理由」(当該ユニバーサルサービスの提供により生ずると見込まれる収益及び当該提供に要すると見込まれる費用の額その他の事情を勘案して当該提供をしないことが経営上合理的であること)が法文上明示されるとともに、最終保障提供義務が生じる前提となる役務提供確認の中で、最終保障電気通信事業者から問合せを受けた区域内電気通信事業者が、提供の求めに応じてユニバーサルサービスを提供するかどうかの指針となることから、現行制度の運用と整合させつつ、区域内電気通信事業者の判断の予見可能性を高める観点から、その具体化について検討を行った。

(2) 主な意見

- 「事業採算がとれる場合」として、設備改修以外の手段も考慮すべきではないか。
- 居住拠点であっても、技術的・設備的に通常提供が困難な場合、料金未納、不正利用のおそれがある等の利用者の責めに帰すべき事由による場合、天災・事故等によって提供不能な場合等については、「正当な理由」及び「特にやむを得ない理由」に該当するものと考える。
- 正当な理由・やむをえない理由については、事業者の健全な事業運営のための経営判断を阻害しないように配慮が必要。
- 具体的な事例として、民地の上空通過の不承諾や電柱などの共架申請で許可が下りないなど、第三者所有の区間を通ることが困難となる場合

が想定される。

(3) 考え方

役務提供確認において、最終保障電気通信事業者からの問合せを受けた区域内電気通信事業者が、提供の求めに対してユニバーサルサービスの提供を拒むことができる「正当な理由」の具体化に当たっては、現行制度の下での解釈を基本的には踏襲しつつ、「複数の電気通信事業者によるユニバーサルサービスの確保」という新たな制度趣旨をも踏まえることが適当である。

こうした基本的な考え方の下、「正当な理由」のうち「正常な企業努力にもかかわらず、需要に速やかに応ずることができない場合」については、法文上の「経営上の理由」の一内容をなすものであることを前提として、区域内電気通信事業者がすでにサービスエリアとしている区域で個別の提供の求めがあった場合において、例えば、レピータの設置等の通信品質の改善や人員体制の見直し等を行ってもなお経営上合理的であると判断される場合は、「正常な企業努力」の範囲内であることをガイドライン等により明確化することで、役務提供確認の円滑な履行の確保を図ることが適当である。

3. 最終保障電気通信事業者が役務提供の開始を拒否できる「特にやむを得ない理由」

(1) 背景

現行制度においては、NTT東西に対して、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与する責務(あまねく提供責務)が課せられている。

令和7年改正法においては、NTT東西に対する電話のあまねく提供責務を廃止するとともに、電話・ブロードバンドとともに、NTT東西を含む複数の電気通信事業者によってユニバーサルサービスを確保する制度とするため、最終保障提供責務を担う電気通信事業者は、1. で述べた役務提供確認の結果、他に区域内電気通信事業者がいないときは、経営上の理由がある場合であっても、「特にやむを得ない理由」がない限り、ユニバーサルサービスの提供の開始を義務付けることとされたところ、現行制度との整合性を図りつつ、最終保障電気通信事業者の判断の予見可能性を高める観点から、「特にやむを得ない理由」の具体化について検討を行った。

(2) 主な意見

- 「特にやむを得ない理由」の具体的な内容については、今後の人団動態等も踏まえ、柔軟に対応可能な形で定めるべき。
- 居住拠点であっても、技術的・設備的に通常提供が困難な場合、料金未納、不正利用のおそれがある等の利用者の責めに帰すべき事由による場合、天災・事故等によって提供不能な場合等については、「正当な理由」及び「特にやむを得ない理由」に該当するものと考える。

(3) 考え方

電話のあまねく提供責務がNTT東西に課されている現行制度の下でも、例えば、切り立った崖の上など電気通信回線設備の設置が著しく困難な場所における提供の求めに対しては、社会通念に照らして、電話の役務が提供されないことが許容されるものと考えられる。

最終保障電気通信役務は、ユニバーサルサービスの提供を求める者が他の電気通信事業者からユニバーサルサービスの提供を受けることができない場合において、「最後の拠り所」として提供される役務であることを踏まえ、「特にやむを得ない理由」の範囲については、現在の「電話のあまねく提供責務」の下でも提供しないことが社会通念上許容される範囲と同等とすることを基本的な考え方とすることが適当である。

具体的には、地理的条件等の客観的な実態に照らし、最終保障電気通信事業者の努力によりユニバーサルサービスを提供させることが著しく困難又は不相当と認められるものに限定し、以下のような具体例を含め、ガイドライン等で明確化することが適当である。

- ① 地形の特殊性により提供が不能である場合(例:切り立った崖の上等の電気通信回線設備の設置が著しく困難な場所)
- ② 工事施工者の安全確保が困難な場所(例:アスベスト住宅等)への提供の求めがあつた場合
- ③ 提供の求めがあつた地域が、現に人が定住していない非居住拠点⁸である場合

4. 最終保障電気通信事業者が役務提供中に役務提供を終了できる「正当な理由」

(1) 背景

⁸ 住民票がないなどの形式要件で判断するのではなく、例えば二地点居住やリモートワークの拠点としているなど、社会生活を営む上で通信手段を確保すべき実態があるか否かを個別具体的に判断する。

令和7年改正法において、最終保障電気通信事業者は、提供の求めに係る提供場所において区域内電気通信事業者により同一区分のユニバーサルサービスが提供されるまでは、「正当な理由(経営上の理由を除く。)」がない限り、最終保障電気通信役務の提供を継続しなければならないとされているところ、現行制度の運用との整合性を図りつつ、最終保障電気通信事業者の判断の予見可能性を高める観点から、経営上の理由を除く「正当な理由」の具体化について、どのように定めるべきかについて検討を行った。

(2) 主な意見

- 居住拠点であっても、技術的・設備的に通常提供が困難な場合、料金未納、不正利用のおそれがある等の利用者の責めに帰すべき事由による場合、天災・事故等によって提供不能な場合等については、「正当な理由」及び「特にやむを得ない理由」に該当するものと考える。

(3) 考え方

最終保障電気通信役務が「最後の拠り所」として提供されている中で、他の電気通信事業者による同一区分のユニバーサルサービスが開始されるまでの間に提供を拒めるのは、「経営上の理由」ではなく、かつ、最終保障電気通信事業者の責めに帰すべき事由によらないで提供が困難となる場合に限定することを基本的な考え方とすることが適当である。

その上で、現行制度との整合性を図るため、現行制度の下での「正当な理由」の解釈指針のうち、

- ・「正常な企業努力にもかかわらず、需要に速やかに応ずることができない場合」は「経営上の理由」の一内容をなすものと整理できること
- ・残りの事由(①天災、地変、事故等により、電気通信設備に故障を生じ役務提供が不能の場合、②料金滞納者に対する場合、③その申込を承諾することにより他の利用者に著しい不便をもたらす場合)については、「最終保障電気通信事業者の責めに帰すべき事由によらないで提供が困難となる場合」に相当すると考えられること

から、上記の①～③までの事由がここでの「正当な理由」に該当することをガイドライン等で明確化することが適当である。

ユニバーサルサービスの提供義務（「正当な理由」、「特にやむを得ない理由」）

- 複数の電気通信事業者によりユニバーサルサービスを提供するとの制度改正の趣旨を踏まえ、**ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者は、通信品質の改善等を行ってもなお経営上合理的と判断される場合は、「正当な理由」に当たらない**（＝「正常な企業努力」の範囲内）との解釈を明確化することとしてはどうか。
- 最終保障電気通信事業者は、現行の「電話のあまなく提供義務」の下でも提供できない場合と同等の範囲で、「特にやむを得ない理由」があるときに限り、最終保障電気通信役務の提供の開始を拒否できることとしてはどうか。

「正当な理由」

- ① 天災、地変、事故等により、電気通信設備に故障を生じ役務提供が不能の場合
- ② 料金滞納者に対する場合
- ③ その申込を承諾することにより他の利用者に著しい不便をもたらす場合
- ④ **正常な企業努力**にもかかわらず、需要に速やかに応することができない場合

ユニバーサルサービスの帰責事由のない事情

- 「特にやむを得ない理由」**
地理的条件等の客観的な実態に照らし、最終保障電気通信事業者の努力によりユニバーサルサービスを提供されることが著しく困難又は不相当認められる以下のような場合に限定
- ア) 地形の特殊性により提供が不能である場合
 - イ) 工事施工者の安全確保が困難な場所への提供の求めがあった場合
 - ウ) 提供の求めがあった地域が現に人が定住していない非居住拠点である場合

「正当な理由」①～④発動

「特にやむを得ない理由」発動

「正当な理由」①～③発動

「正当な理由」がある場合
(第25条第1項)
⇒ **区域内電気通信事業者は提供を拒否できる**

区域内電気通信事業者が提供を拒否した場合、最終保障提供義務に基づく提供の求めへ

「特にやむを得ない理由」がある場合
(第25条の2第1項)
⇒ **最終保障電気通信事業者は提供の開始を拒否できる**

最終保障電気通信事業者が、最終保障電気通信役務の提供を途中で終了する場合

「正当な理由（経営上の理由を除く。）」
がある場合 (第25条の2第2項)
⇒ **最終保障電気通信事業者は提供を途中で終了できる**

図III-2-2-2 ユニバーサルサービスの提供義務

5. 最終保障電気通信役務に係る契約約款への記載事項

(1) 背景

現行制度において、ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者は、全ての利用者に対して適切な料金その他の提供条件で公平に提供されることが求められるものであることから、以下の事項を契約約款に定め、総務大臣に届け出ることが義務付けられている。

- ① 電気通信役務の名称及び内容
- ② 電気通信役務に関する料金(手数料その他これに類する料金を除く。)
- ③ 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項
- ④ 電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法
- ⑤ 電気通信回線設備の使用の態様に制限を設けるときは、その事項
- ⑥ 重要通信の取扱方法
- ⑦ 電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項
- ⑧ ①～⑦までに掲げるもののほか、利用者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信役務の提供条件に関する事項があるときは、その事項
- ⑨ 有効期間を定めるときは、その期間

令和7年改正法においては、最終保障提供責務の導入に伴い、最終保障電気通信役務の提供の終了に関する事項などの利用者の利益を保護するために必要な事項が適正かつ明確に定められていないときも、新たに届出契約約款の変更命令の要件とされているところ、利用者の利益の保護の観点から、最終保障電気通信事業者の届出契約約款に記載すべき事項について検討を行った。

(2) 主な意見

- 最終保障提供責務を担う事業者の契約約款については、責務の具体的な内容や責務の履行に関する運用、交付金制度等を踏まえた上で、規定が必要な事項をあらためて整理することが適当。

(3) 考え方

最終保障電気通信役務に関しては、ユニバーサルサービスの提供を求める者が他の電気通信事業者からユニバーサルサービスの提供を受けることができない場合において、「最後の拠り所」として提供される役務であり、その終了が利用者にとって極めて重要であることに鑑み、変更命令制度で担保すべき「利用者の利益を保護するために必要な事項」として、以下の事項を追加的に定めることが適当である。

① 最終保障電気通信役務の提供の終了に当たっての手続

(例:他の区域内電気通信事業者がサービス提供を開始したことに伴い、最終保障電気通信事業者側から役務提供を終了する場合における、利用者への一定期間前までの事前通知等)

② 最終保障電気通信役務の提供終了の条件

(例:他の区域内電気通信事業者がサービス提供を開始していない場合でも最終保障電気通信役務の提供を終了することのできる「正当な理由」の具体的な内容)

第3節 近隣電気通信事業者の協力義務に関する事項

1. 最終保障電気通信役務の円滑な提供に必要な協力の在り方

(1) 背景

令和7年改正法においては、最終保障提供責務の導入とともに、複数の電気通信事業者によるユニバーサルサービスの確保をより推進する観点から、近隣電気通信事業者は、最終保障電気通信事業者による最終保障電気通信役務の円滑な提供に必要な協力を義務付けられることとなるところ、必要な協力の具体的な在り方について検討を行った。

(2) 主な意見

- 協議の要請があった場合に、近隣電気通信事業者に過度な負担をかけることがないようにすべき。
- 近隣電気通信事業者からの設備等の提供については民民の協議を前提とし、既設の余剰設備を協議対象とすることを要望。

(3) 考え方

最終保障電気通信事業者が最終保障電気通信役務を円滑に提供するためには必要となる協力の内容としては、現時点では、以下のケースが典型例として考えられるところであり、最終保障電気通信事業者と近隣電気通信事業者との間での円滑な協議に資するよう、ガイドライン等により明確化することが適当である。

- ① (他者の光ファイバを利用する場合)当該光ファイバの貸出し
- ② (他者の局舎を利用する場合)当該光ファイバと相互接続する装置を設置するためのコロケーションの提供
- ③ (自社で光ファイバの敷設を行う場合)当該光ファイバの敷設に必要な電柱・管路等の線路敷設基盤の貸出し

なお、モバイル設備を活用したサービス(モバイル網固定電話やワイヤレス固定ブロードバンド(共用型))がユニバーサルサービスとして今後制度化されていく場合を想定すると、モバイル設備(携帯電話基地局)を保有する携帯電話事業者が近隣電気通信事業者として最終保障電気通信役務の円滑な提供のために協力することも考え得る。

もっとも、モバイル設備は携帯電話サービスのために携帯電話事業者の経営判断の下、本来的には携帯電話サービスのために設置されるものであるた

め、固定電話やブロードバンドサービスを提供する最終保障電気通信事業者への協力形態として、携帯電話事業者がモバイル設備を新たに設置することは想定しがたい。他方、モバイル設備の技術の動向等によって、将来的には最終保障電気通信事業者への新たな協力形態が具体的・現実的なものとなる可能性も否定できない。

そのため、当面は上記①～③までを典型例として想定しつつ、技術の進展や最終保障電気通信事業者及び近隣電気通信事業者の事業実態等を踏まえて、隨時アップデートを図っていくことが適当である。

また、最終保障電気通信事業者が「必要な協力」の対価として近隣電気通信事業者に支払うべき料金の額については、最終保障電気通信事業者が最終保障提供責務に対応した役務の「提供に要する費用」として、交付金の算定対象に含める方向で検討することが適当である。

その上で、具体的な料金の額についてはあくまで事業者間の協議によって決定されるものとしつつ、最終保障提供責務の履行に要する費用の低減、ひいては国民負担の低減の観点から交付金規模の肥大化につながらないよう、例えば、その料金の額は実費を基本とすることなど、合理的な水準であることを求める方向で、交付金制度の詳細設計の中で引き続き検討していくことが適当である。

2. 近隣電気通信事業者が協議を拒否することができる「正当な理由」の内容

(1) 背景

令和7年改正法において、近隣電気通信事業者は、「正当な理由」がある場合を除き、最終保障電気通信役務の提供に必要な協力に関する協定等の締結に関する最終保障電気通信事業者との協議に応じなければならないとされているところ、「正当な理由」の具体化について検討を行った。

(2) 主な意見

- 最終保障提供責務を担う事業者から設備やコロケーションの提供要望があった場合は、接続応諾義務と同様の基準・内容で要望に応諾する（不可の場合は理由も含めた説明を行う）義務を設けるべき。
- 近隣電気通信事業者の協力については、近隣の事業者に余剰設備がある場合に限るとともに、事業者間の相対契約を基本としたものとなることが望ましい。

(3) 考え方

近隣電気通信事業者が、最終保障電気通信事業者への協力のための具体的な協議に応じるか否かは、当該協力に関する協定又は契約の成否に直接的な影響をもたらすものであり、最終保障電気通信役務の円滑な提供の実現に向けた重要な局面である。

また、最終保障提供責務の履行に要する費用を低減する観点からは、近隣電気通信事業者が最終保障電気通信役務の円滑な提供に可能な限り協力することが適當である。

そのため、電気通信事業の円滑な提供の実現のために電気通信事業者相互の関係を規律する点で類似の制度である「接続応諾義務」が生じない「正当な理由（事業法第32条等）」と同様の考え方の下で、ここでの「正当な理由」についても以下の方向で検討し、ガイドライン等で明確化することが適當である。

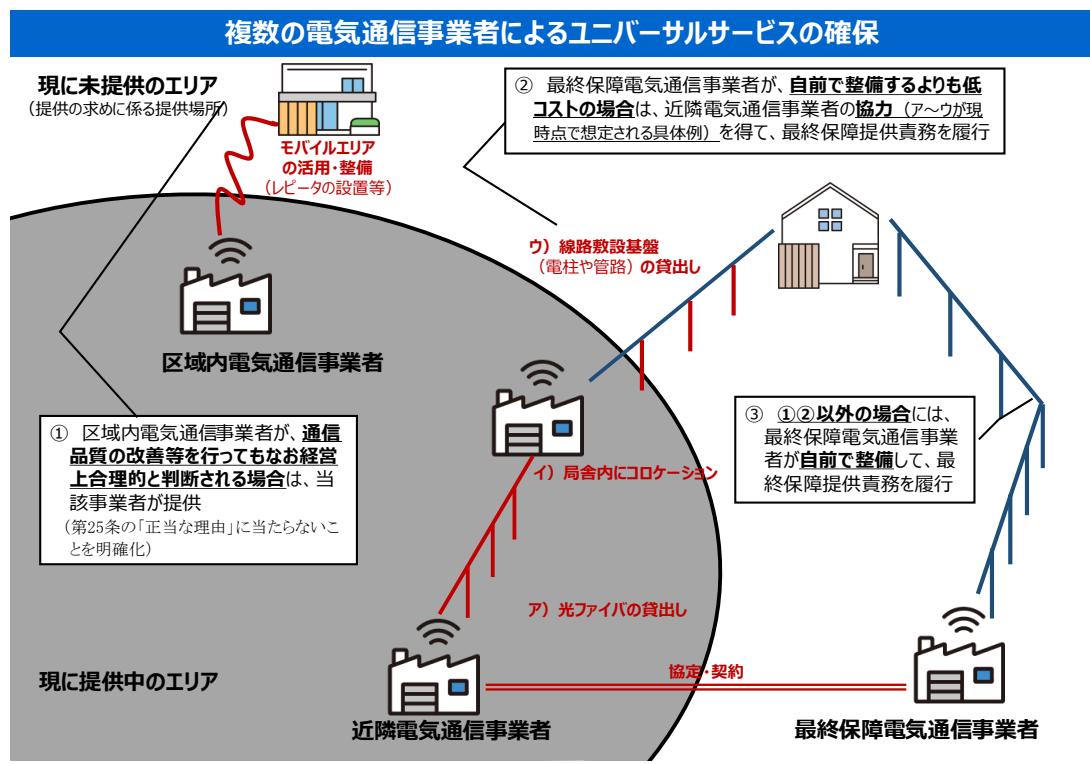
【正当な理由の規定イメージ】

- ① 近隣電気通信事業者が行う電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき
- ② 近隣電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき
- ③ 協力に関し最終保障電気通信事業者が支払うべき料金の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき
- ④ 協力に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき

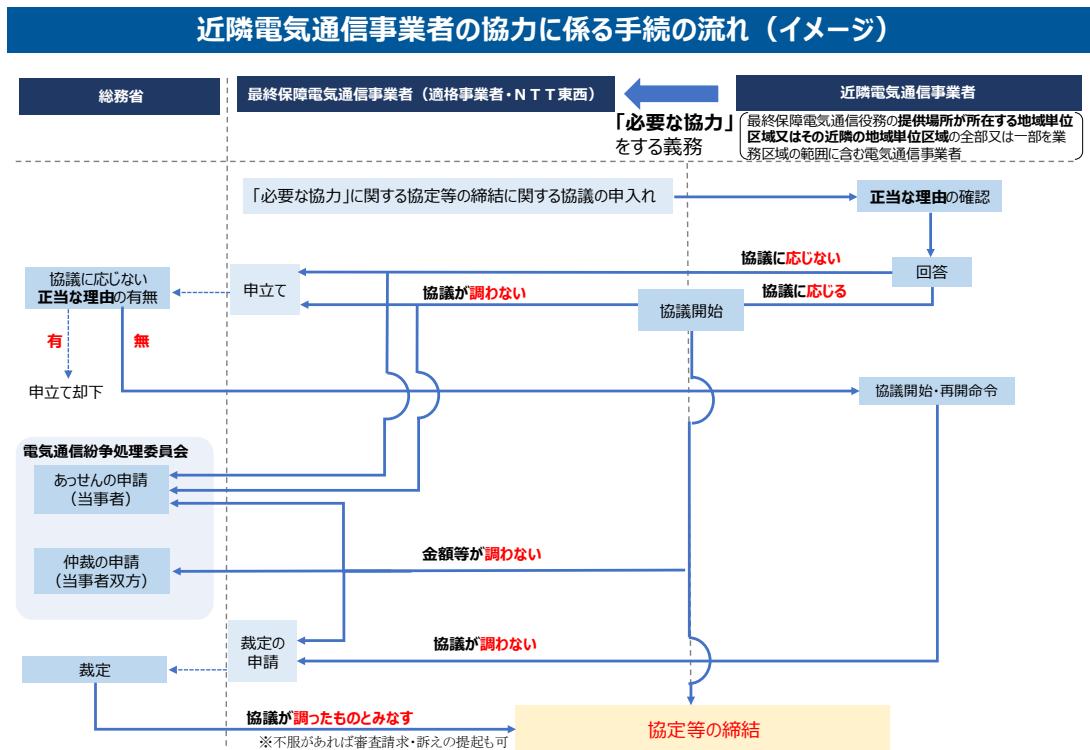
もっとも、最終保障電気通信役務の提供に当たっては、最終保障提供責務の履行に要する費用への影響を考慮しなければ、近隣電気通信事業者の協力は必須のものとまでは言えず、最終的には最終保障電気通信事業者のみでも提供可能である点において、他の電気通信事業者の電気通信設備と接続しなければ事実上サービスが提供できない電気通信事業者が生じうる接続制度とは異なる。

この点を勘案すれば、協議を拒否する場合の「正当な理由」の具体的な内容の説明について、近隣電気通信事業者にすべからく義務付けるのは適当ではないものの、複数の電気通信事業者によりユニバーサルサービスを確保するとの制度趣旨を踏まえれば、近隣電気通信事業者において十分合理的な説明を行い、最終保障電気通信事業者の理解を得るよう努めることが望ましいと考えられる。なお、近隣電気通信事業者による「正当な理由」の説明の合理性については、最終保障電気通信事業者から協議の開始又は再開の申立てが

あったときに、総務大臣が、その申立ての適否の判断に際しても、必要に応じて考慮されるべきものと考えられる。



図III-2-3-1 複数の電気通信事業者によるユニバーサルサービスの確保



図III-2-3-2 近隣電気通信事業者との協力による手続の流れ

第3章 ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方

第1節 ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等の周知及び届出に関する事項

1. 周知及び届出義務の具体的な内容

(1) 背景

現行制度において、電気通信役務一般に係る業務の休廃止をしようとする場合には、電気通信事業者に対し、原則として事前の周知を義務付けるとともに、例外的に、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものについては、周知及び届出を要しないこととしている。また、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものについては、事前の周知に加えて、総務大臣への届出も義務付けている⁹。

令和7年改正法において、ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者に対しては、電気通信役務一般を提供する電気通信事業者とは別個の制度として、ユニバーサルサービスの業務区域の減少等をしようとする場合には、原則として事前の周知及び届出を義務付けるとともに、例外的に、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものについては、周知及び届出を要しないこととされたところ、周知及び届出義務の具体的な内容(周知及び届出の期限や義務付けの範囲)について、利用者の利益の保護の観点から検討を行った。

(2) 主な意見

- 周知及び届出を義務付ける範囲について、町字単位等狭い区域は対象外とする検討を要望。

(3) 考え方

ユニバーサルサービスが国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものであることを踏まえれば、業務区域の減少等に伴って、他の代替サービスを検討し移行が完了するまでサービスが利用できない空白期間が生じることによる利用者にとっての不測の事態を回避し、利用者の利益を可能な限り保護することが適当である。

⁹ 現行制度上、ユニバーサルサービスについては、「利用者の利益に及ぼす影響が大きいもの」に位置付けた上で、休廃止の前日から起算して1年前の日までに周知するとともに、周知開始日の前日から起算して30日前までに、総務大臣に届け出なければならないこととされている。

こうした観点から、ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者が業務区域の減少等を行う場合には、現行制度と同様、その前日から起算して1年前の日までに周知するとともに、周知開始日の前日から起算して30日前までに、総務大臣に届け出なければならないこととすることが適当である。

また、周知及び届出義務が生じない「利用者の利益に及ぼす影響が比較的小ない」業務区域の減少等として、役務の性質から見て利用者の利益への影響が比較的小ないと考えられる類型については、電気通信役務一般と同様、以下のものとすることが適当である。

- ① 利用者が基礎的電気通信役務の提供を受けようとする都度、当該基礎的電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなる基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の業務区域の減少等
- ② 基礎的電気通信役務に係る電気通信事業の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続による電気通信業務の廃止であつて、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信業務を承継した者が引き続き当該電気通信業務を営むこととなるもの
- ③ その他利用の態様から見て通信を行う目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的小ないと認められる基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の業務区域の減少等

加えて、現行制度における電気通信役務一般に係る業務の休廃止の周知・届出制度の運用も踏まえつつ¹⁰、事業者負担の軽減とユニバーサルサービスの利用者保護の両立を図るとともに、第2章第1節で述べた基礎的電気通信役務台帳制度との整合性を図る観点から、市区町村単位未満の業務区域の減少等については、周知及び届出を不要とすることが適当である。

2. 周知及び届出の記載事項

(1) 背景

現行制度において、電気通信役務一般に係る業務の休廃止をしようとする場合には、電気通信事業者に対し、原則として事前の周知を義務付けるとともに、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものについては、事前の周知に加えて、総務大臣への届出も義務付けており、その際の周知・届出事項が定められ

¹⁰ 現行制度上、電気通信役務一般については、「都道府県未満」の休廃止を周知・届出不要の例示としてガイドラインで示しつつ運用しているところ、ユニバーサルサービスの重要性に鑑みれば、より狭いエリアに限って周知・届出不要とすることが適当であると考えられる。

ている※。

※ 現行制度における周知・届出事項

- ① 休廃止しようとする電気通信業務の内容
- ② 休廃止しようとする年月日
- ③ 休止しようとする場合には、その休止期間
- ④ 休廃止をする理由
- ⑤ 周知を開始する年月日及び周知の実施期間
- ⑥ 休廃止しようとする電気通信業務に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先
- ⑦ 休廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信サービスの代替となる電気通信サービス及び利用者が休廃止サービスと代替サービスを比較検討することを可能とする情報
- ⑧ 休廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信サービスに関して電気通信事業者が利用者被害を発生又は拡大させないようにするための情報
- ⑨ 周知の実施方法

令和7年改正法において、ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者に対し、ユニバーサルサービスの業務区域の減少等について事前の周知及び届出を義務づけているところ、周知・届出を行う際の記載事項をどのように定めるべきかについて、現行制度との整合性も図りつつ、検討を行った。

(2) 主な意見

- 周知及び届出に関する事項の検討に当たっては、事業者に過度な負担とならないかについて、留意いただきたい。

(3) 考え方

ユニバーサルサービスの業務区域の減少等についての周知・届出事項について、事業者の過度な負担の回避とユニバーサルサービスの利用者保護との両立を図る観点からも、現行制度を踏襲することが合理的であることから、現行制度においてユニバーサルサービスにも適用される電気通信役務一般の周知・届出事項と同様とすることが適当である。

ユニバーサルサービス	電気通信役務一般
<p>業務区域の減少等をしようとする場合</p> <p>① 業務区域の減少等をしようとする基礎的電気通信業務の内容 ② 業務区域の減少等をしようとする年月日 ③ 業務区域の減少等をする理由 ④ 周知を開始する年月日及び周知の実施期間 ⑤ 業務区域の減少等をしようとする電気通信業務に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先 ⑥ 業務区域の減少等をしようとする電気通信業務に係る基礎的電気通信サービスの代替となる基礎的電気通信サービス及び利用者が業務区域の減少等をしようとするサービスと代替サービスを比較検討すること可能とする情報 ⑦ 業務区域の減少等をしようとする電気通信業務に係る基礎的電気通信サービスに関して電気通信事業者が利用者被害を発生又は拡大させないようにするための情報 ⑧ 周知の実施方法 ⑨ 新規契約受付停止日</p> <p>業務の休廃止をしようとする場合</p> <p>① 休廃止しようとする基礎的電気通信業務の内容 ② 休廃止しようとする年月日 ③ 休止しようとする場合には、その休止期間及び休止後の再開時期 ④ 休廃止をする理由 ⑤ 周知を開始する年月日及び周知の実施期間 ⑥ 休廃止しようとする電気通信業務に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先 ⑦ 休廃止しようとする電気通信業務に係る基礎的電気通信サービスの代替となる電気通信サービス及び利用者が休廃止サービスと代替サービスを比較検討すること可能とする情報 ⑧ 休廃止しようとする電気通信業務に係る基礎的電気通信サービスに関して電気通信事業者が利用者被害を発生又は拡大させないようにするための情報 ⑨ 周知の実施方法 ⑩ 新規契約受付停止日</p>	<p>業務の休廃止をしようとする場合</p> <p>① 休廃止しようとする電気通信業務の内容 ② 休廃止しようとする年月日 ③ 休止しようとする場合には、その休止期間には、その休止期間及び休止後の再開時期 ④ 休廃止をする理由 ⑤ 周知を開始する年月日及び周知の実施期間 ⑥ 休廃止しようとする電気通信業務に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先 ⑦ 休廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信サービスの代替となる電気通信サービス及び利用者が休廃止サービスと代替サービスを比較検討すること可能とする情報 ⑧ 休廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信サービスに関して電気通信事業者が利用者被害を発生又は拡大させないようにするための情報 ⑨ 周知の実施方法</p>

図III-3-1-1 ユニバーサルサービスの業務区域の減少等に関する届出事項の比較イメージ

第2節 地方における都市部より高い料金設定の禁止に関する事項

1. 「地域により異なる料金の額」の具体的な内容

(1) 背景

最終答申においては、ユニバーサルサービスの料金の低廉性を確保する観点から、電話やブロードバンドについては多様な事業者が競争的にサービス提供を行っている状況にあることに鑑みて、事業者間で共通の全国均一料金を課すこと等は適当ではなく、料金の低廉化は事業者間の競争を通じて確保することを基本としつつ、

- ① 都市部では競争を通じた料金の低廉化が期待できる一方、都市部以外の地域ではそのような競争も期待しにくく、加えて整備費・維持費が高いことから、都市部に比べて高い料金が設定されるおそれがあること
- ② 諸外国では、ブロードバンドの料金について、都市部と同等の料金を求める規律を課す例があること

等を踏まえ、ユニバーサルサービスの提供者に対して、都市部以外の地域では、都市部の料金を上回る料金の設定を原則として認めない規律を課すことが適当であるとされた。

これを受け、令和7年改正法において、ユニバーサルサービスの届出契約約款に係る変更命令の対象として「地域により異なる料金の額が定められているとき」が追加されたところ、その具体的な内容について、最終答申の趣旨も踏まえつつ検討を行った。

(2) 主な意見

- 都市部も都市部以外と同等の料金とすることは、ユニバーサルサービスという性質からすると妥当と考える。

(3) 考え方

最終答申の趣旨を踏まえると、ユニバーサルサービスの料金について、全国均一であるべきとして地域間の差異を一切許さないとするものではなく、事業者間の競争を通じて低廉化を図っていく中で、競争の働きにくい地方において、都市部より高い料金が設定されるおそれを排除することが求められるものと解すべきである。

については、届出契約約款の変更命令の要件となる「地域により異なる料金の

額が定められているとき」(事業法第19条第2項第2号)とは、地方部と都市部の間の料金の公平性を確保し、もって日本全国におけるユニバーサルサービスの適切かつ公平な提供を確保するため、地方において都市部より高い料金が設定されることを原則として禁止する趣旨であることをガイドラインで明確化することが適當である。

2. 「地域により異なる料金の額」が例外的に認められる「特別な事情」

(1) 背景

1. で述べたとおり、令和7年改正法において、地方において都市部より高い料金が設定されることを原則として禁止した上で、特別な事情がある場合は、例外的に「地域により異なる料金の額」を定めることも許容されているところ、ユニバーサルサービスの提供の実態に照らし、「特別な事情」の具体的な内容について検討を行った。

(2) 主な意見

- 特定の地域・区域のみを対象に、個別に料金設定しているプラン等(級別料金、加入電話の区域外加算、FTTHサービス等の特定地域向けサービス等)は、引き続き提供可能としていただく必要がある。
- 都市部で実施するキャンペーン等は今後も実施可能としていただく必要がある。
- 卸元事業者が特異の事情等を踏まえ、地域ごとに差のある卸料金を設計されるような場合においては、卸料金を鑑みた地域ごとに差のある料金を設定する可能性に配意した検討を要望。

(3) 考え方

1. で述べたとおり、「地域により異なる料金の額が定められていること」を届出契約約款の変更命令の要件として規定した趣旨は、ユニバーサルサービスの利用者保護の観点から、地方部と都市部の間の料金の公平性を確保し、もって日本全国における適切かつ公平な提供を確保するためである。

この点を踏まえれば、地方部と都市部のユニバーサルサービスに料金差がある場合において、その提供の実態等に照らし、料金差が生じることに合理的な理由があれば、実質的な公平性を欠くものではなく利用者保護に支障を生ずるおそれもないと考えられることから、そのような場合を「特別な事情」として例外的に許容することが適當である。

こうした基本的考え方方に立った上で、ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者から寄せられた具体例を踏まえつつ、「特別な事情」と認められる具体的なケースについて、ガイドラインで明確化することが適当である。

【「特別な事情」として地域別料金を認めるべき具体的なケースの例】

- ① 過去の経緯を踏まえ、利用者の電気通信設備と伝送路設備を通じて接続される局舎の性質(回線数の取扱数)に応じ基本料金に差を設け、回線数の少ない局舎の地域の基本料金を安く設定すること(いわゆる級局別料金)
- ② 利用者の電気通信設備との接続点が、通常局舎が取扱う区域の外(電話加入区域外)となる場合に、基本料金を加算すること(いわゆる区域外加算)
- ③ 特定の地域のみでユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者がキャンペーン割引を行う場合、利用者の獲得又は維持のための競合価格として、一定期間の間、全国提供事業者が当該地域で他の地域より料金を安く設定すること
- ④ 特定の地域のみでユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けて電気通信役務を提供しており、卸電気通信役務の価格が全国水準よりも高く設定されている場合、当該卸価格を受けて、全国提供事業者が当該地域で他の地域より料金を高く設定すること

第4章 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

第1節 最終保障電気通信役務の交付金制度の在り方

1. 最終保障提供責務の発生イメージ

(1) 電話

電話については、現在、NTT法に基づいてNTT東西が全国あまねく提供する責務を担っている。今後、メタル回線設備が2035年頃に維持限界を迎えることから、NTT東西はメタル回線設備を計画的に縮退させ、これに伴い、加入電話の利用者が継続して電話サービスの提供を受けられるよう、代替サービスとして、光回線電話、ブロードバンドサービスとの重畠型で提供する光IP電話、ワイヤレス固定電話を提供する方針を示している¹¹。

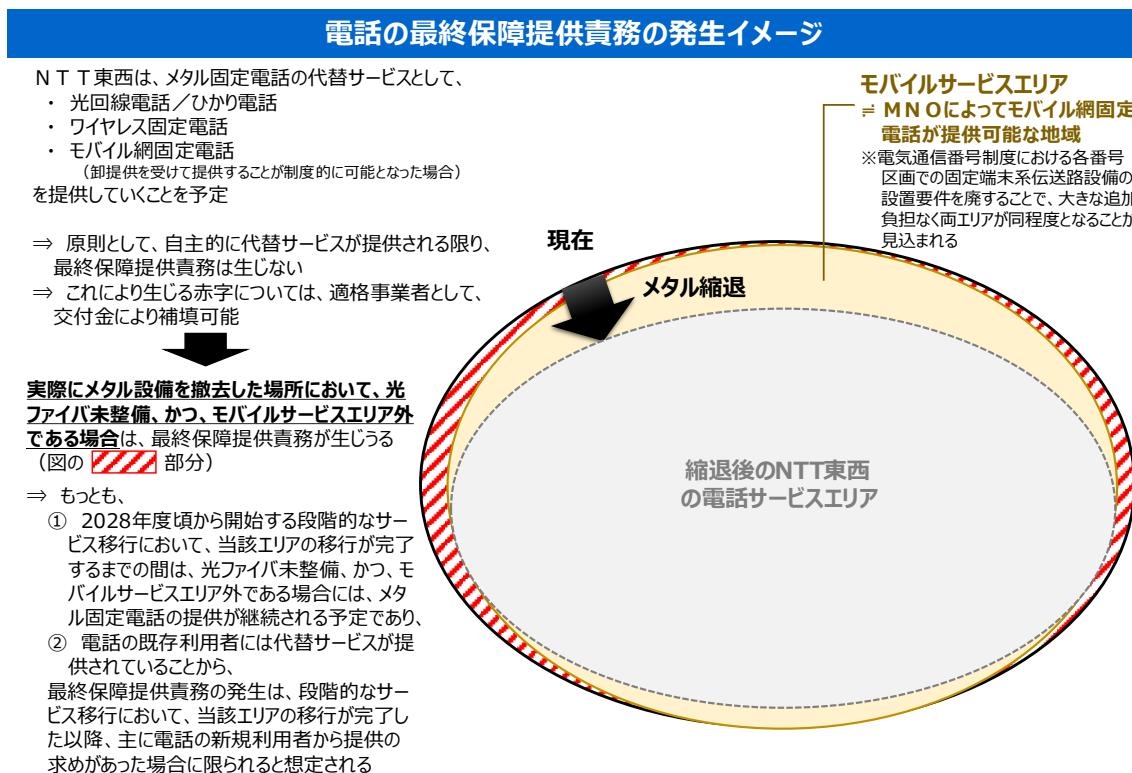
このように、NTT東西がメタル回線設備の縮退に伴って自主的に代替サービスを提供する限り、「最終保障提供責務」は生じないと考えられる。

そのため、NTT東西が電話サービスを提供することにより生じる赤字については、基本的には、第一種適格電気通信事業者の指定を受けることで、交付金による補填がなされることとなる。

その上で、最終保障提供責務が生じるのは、NTT東西が2035年頃までにかけて実際にメタル設備を撤去した場所において、光ファイバが未整備、かつ、モバイル網を活用した固定電話サービスのエリア外である場合¹²であって、新たに電話を利用したい者から提供の求めがあった場合に限られると想定される。

¹¹ モバイル網固定電話がユニバーサルサービスとして制度化された場合には、モバイル網固定電話も提供する意向を示している。

¹² モバイル網固定電話をユニバーサルサービスとして制度化する場合において、電気通信番号制度における各番号区画での固定端末系伝送路設備の設置要件を廃することで、大きな追加負担なく MNO 各社が提供するモバイル網固定電話のサービスエリアが携帯電話エリアと同程度となることが見込まれるが、当該設備の設置要件の見直しについては、現在、情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会（主査：相田仁 東京大学 特命教授）において検討が行われている。



図III-4-1-1 電話の最終保障提供責務の発生イメージ

(2) ブロードバンド

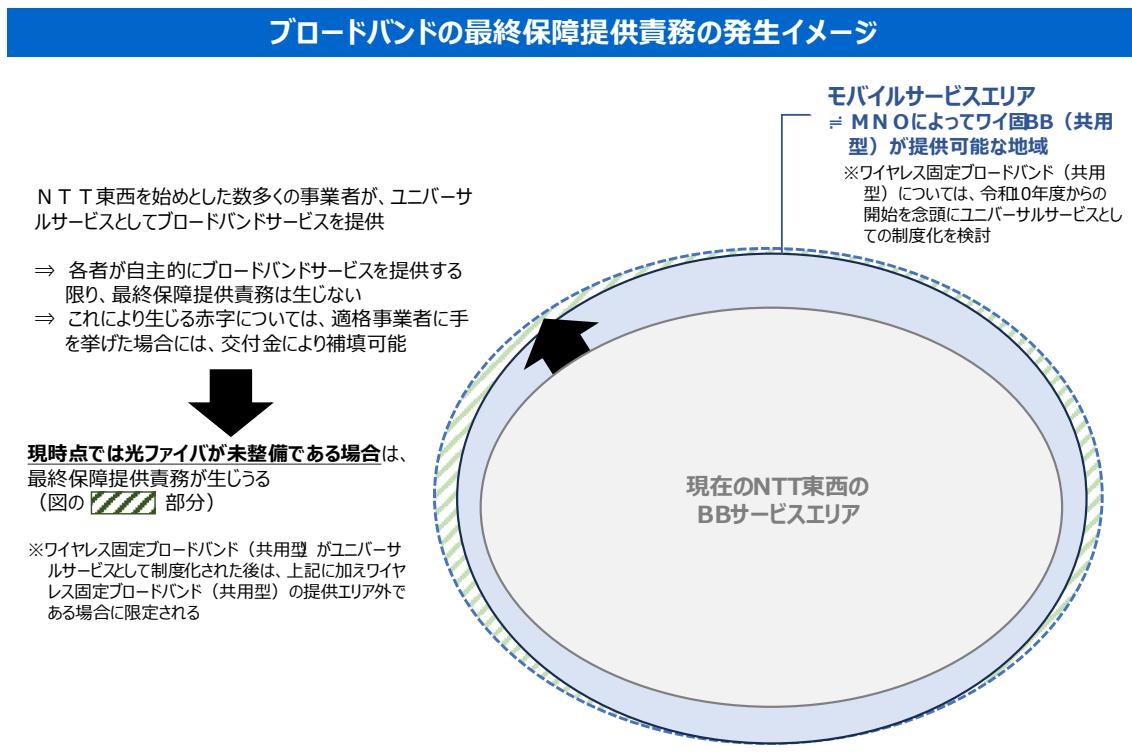
FTTHサービスやCATVサービスは、NTT東西に全国あまねく提供する責務は課されておらず、NTT東西のほか、電力系事業者やCATV事業者などの複数の電気通信事業者が提供している状況にあり、各事業者がその経営判断の下で自主的にサービスを提供する限り、「最終保障提供責務」は生じないと考えられる。

そのため、ブロードバンドサービスを提供する電気通信事業者が、赤字が見込まれる区域等として総務大臣が指定する第二種支援区域において自主的にサービスを提供することにより生じる赤字については、基本的には、第二種適格電気通信事業者の指定を受けることで、交付金による補填がなされることとなる。

その上で、最終保障提供責務が生じるのは、光ファイバが未整備である場合¹³に、新たにブロードバンドサービスを利用したい者から提供の求めがあった

¹³ 現在でも、モバイル網を活用したブロードバンドサービスとしてワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)が提供されているが規模は大きくない。なお、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)については、第1章第3節で述べたとおり、令和10年度からの開始を念頭にユニバーサルサービスとしての制度化を検討することとしており、制度化された後の最終保障提供責務の発生は、光ファイバが未整備であることに加えて、さらに、ワイヤレス固定ブロード

場合であり、光ファイバの未整備地域が現に存在することを踏まえると、最終保障提供責務が生じるケースは相対的に電話よりも多いものと想定される。



図III-4-1-2 ブロードバンドの最終保障提供責務の発生イメージ

2. 最終保障電気通信役務の交付金制度に関する基本的考え方

(1) 背景

最終答申においては、電話の交付金について、当分の間は、内部相互補助をベースとして赤字額の一部を補填する現行制度を基本的に維持した上で、最終保障提供責務への見直し等に伴い必要な補正があれば行うことが適当であるとされた。

また、ブロードバンドの交付金については、最終保障提供責務の履行に係る費用について、その履行地域が一般支援区域や支援区域外の区域にある場合でも、第二種交付金により、特別支援区域と同等の補填をすることが適当であるとされた。

これを踏まえ、委員会では最終保障電気通信役務の交付金制度に関する

バンド（共用型）の提供エリア外である場合に限定されることとなる。

基本的考え方について、検討を行った。

(2) 主な意見

- 最終保障提供責務の交付金の在り方については、必要十分かつ過大でない赤字補填を行うことが不可欠と考える。また、ブロードバンドについては、最終保障提供責務の履行にあたって設備の新設を行う場合、維持に係る費用だけでなく、その新設に要する費用についても補填額算定の対象としていただくことが必要。
- 電話については、あまねく提供責務から最終保障提供責務へ緩和されることを踏まえれば、基本的には国民負担が軽減される方向の補正が行われるべき。ブロードバンドについては、過度な国民負担を回避する観点から、基本的には現行制度の維持が適当。
- また、最終保障提供責務を担う事業者のみに過度の負担を負わせることがないよう、責務の履行後(利用者の申込に応じて設備の新設を行い、役務の提供を開始した後)に、責務の前提に変更が生じたとしても、責務の履行に要した費用(設備の新設・維持・撤去費等)が確実に回収可能となる仕組みとしていただく必要がある。

(3) 考え方

① 総論

1. で見たように、電話については、現在NTT東西があまねく提供責務を負って全国的に提供し、今後も、NTT東西がメタル回線設備の縮退に伴って代替となる固定電話サービスを提供することで電話のユニバーサルサービスを維持する方針を示している。

一方、ブロードバンドについては、現在NTT東西に全国あまねく提供する責務は課されておらず、光ファイバの未整備地域が存在していることや、今後も、政府の方針として光ファイバの世帯カバー率を令和9年度末までに99.9%とすることが目標として掲げられていることを踏まえれば、ブロードバンド環境の全国整備を推進していく局面にある。

最終保障電気通信役務の交付金制度を設計するに当たっては、電話とブロードバンドで異なるこのような状況の違いを踏まえて検討していくことが適当である。

また、最終保障提供責務は、電気通信事業者が経営上の理由があつても電話やブロードバンドのユニバーサルサービスを提供する「義務」を課すものであ

ることを踏まえれば、最終保障提供責務の履行に伴って生じた赤字については、必要十分かつ合理的な水準の額を交付金により補填することを基本として検討していくことが適当である。

そして、その際には、現在、現行の交付金制度の詳細について検討している「ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ」における議論の状況も踏まえつつ、最終保障電気通信役務の交付金制度の考え方と現行の交付金制度の考え方とを整合的なものとし、全体として、交付金制度が円滑に運用されるよう、両者の検討について緊密に連携を図ることとする。

② 最終保障電気通信役務の交付金の支援対象及び算定方法

①のとおり、最終保障電気通信役務は、電気通信事業者が「義務」として提供する性質の役務であることを踏まえ、これに対応した交付金制度において算定する「最終保障電気通信役務の提供に要する費用」は、光ファイバ等の整備費(減価償却費)と維持費を対象とすることを基本に検討していくことが適当である。

もっとも、その際、国又は地方公共団体の補助金や加入光ファイバに係る接続料との関係で、光ファイバの整備費や維持費について、実質的に二重のコスト回収となることがないよう留意しつつ、最終保障提供責務の履行に要した費用の回収可能性の観点も含め、交付金制度の詳細について検討していくことが適当である。

また、「必要十分かつ合理的な水準の額」とすることを基本とする考え方の下、「必要十分」な水準として、最終保障提供責務の履行に実際に要した費用から実際に得られた収入を差し引いた額(収入費用方式)を基本とし、かつ、「合理的な」水準として、実際に要した費用の中に非効率と認められるコストがあるときは、当該コストを控除できる仕組みとすることを基本に検討していくことが適当である。

第2節 最終保障提供責務の導入等に伴う電話の交付金制度の見直し

1. 電話の担当支援区域の単位

(1) 背景

令和7年改正法においては、複数の電気通信事業者によるユニバーサルサービスの確保という制度の趣旨を踏まえ、電話についても、複数の電気通信事業者が交付金の交付を受けてユニバーサルサービスを提供しうるものとして、新たに「担当支援区域」の仕組みを導入することとしており、その単位区域についてどのように考えるべきかについて検討を行った。

(2) 主な意見

- 支援区域の単位については、単位を細かく設定すると事務負担が増加する一方で、適格電気通信事業者にとって特定の赤字エリアのみを切り出して、交付金を申請することが容易になるため、メリットとデメリットのバランスを検討すべき。
- 支援区域の単位については、単位を細かく設定すると行政コストが増加し、NTT東西にとっても負担となるため、都道府県単位とすべきではないか。

(3) 考え方

今後、モバイル網固定電話がユニバーサルサービスとして制度化された場合を想定すると、モバイル網固定電話を提供するMNO等を含め、複数の電気通信事業者により固定電話のユニバーサルサービスの提供を確保するとの制度趣旨をより一層推進する観点からは、一般的には、不採算地域も含めて電話サービスを最終的に提供する責務を負うこととなる区域の範囲を狭くするため、担当支援区域の単位を細分化するほうが望ましいと考えられる。

一方で、第1節で述べたとおり、電話サービスについてはNTT東西により現に全国あまねく提供されている状況にあり、今後のメタル回線設備の縮退に伴ってもなお、不採算地域も含め電話のユニバーサルサービスを維持する方針を示していることを踏まえれば、現在のブロードバンドのように支援区域をきめ細やかに指定して、赤字エリアでのサービス提供を交付金で補填することにより重点的に支援すべき局面でもないことから、少なくとも「町字」単位での設計をするまでの必要性はないと考えられる。

また、固定電話サービスの収支は制度上、全国単位を基本としてきたところ、

新たに担当支援区域の仕組みを導入することに伴って、担当支援区域ごとの収支を算定する方法等についても検討課題となると考えられ、単位の違いが交付金制度の手続の効率性に影響を与えるかどうかなどの観点からも、「担当支援区域」の単位を検討していく必要がある。

以上を総合的に勘案すれば、固定電話の担当支援区域の単位については、交付金算定の基礎となる収支の算定方法に関する今後の検討や適格電気通信事業者となりうる電気通信事業者の動向等も踏まえつつ、「都道府県」又は「市区町村」のいずれかとする方向で検討を進めていくことが適当である。

なお、公衆電話については、今後ももっぱらNTT東西のみが提供するユニバーサルサービスとなる見込みであることから、担当支援区域の単位については、現行の設置基準の単位である「都道府県」を軸に、検討を進めていくことが適当である。

2. 第一種適格電気通信事業者の指定基準の在り方

(1) 背景

第一種適格電気通信事業者は、他の電気通信事業者の負担金を原資とする交付金の交付を受けてユニバーサルサービスを提供する事業者としてサービスを安定的かつ継続的に提供することが求められることから、その指定の基準として、一定程度のサービスエリアを有していることを求めることとしている。

現行制度上、電話に関しては、NTT東西に対してあまねく提供責務が課せられていることを踏まえ、第一種適格電気通信事業者には、その業務区域のある都道府県において不採算地域を含めて100%の世帯カバーが義務付けられている¹⁴。

令和7年改正法の施行後は、NTT東西に対するあまねく提供責務が廃止され、複数の電気通信事業者により電話のユニバーサルサービスを確保する制度に変わることを踏まえ、第一種適格電気通信事業者の指定の基準の在り方について検討を行った。

(2) 主な意見

¹⁴ 現行の交付金制度における第一種適格電気通信事業者の指定基準

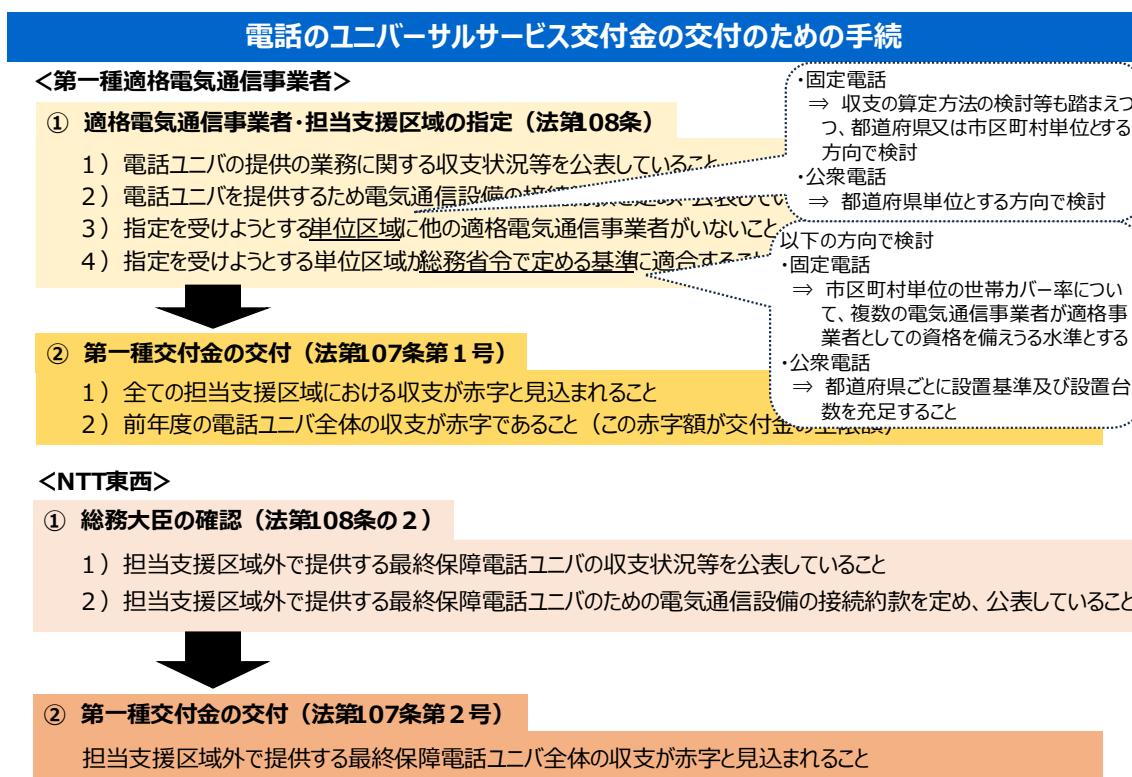
- ・ 固定電話(加入電話、光回線電話、ワイヤレス固定電話):都道府県の全世帯数に占める提供可能な世帯数の割合が100%であること
- ・ 公衆電話:都道府県における公衆電話機の設置状況が設置基準(市街地1km²、それ以外2km²に1台)及び設置台数の基準に適合していること

- NTT東西以外の電気通信事業者が第一種適格電気通信事業者としての資格を備えうる水準とするべき。

(3) 考え方

固定電話については、複数の電気通信事業者により固定電話のユニバーサルサービスの提供を確保するとの制度趣旨をより一層推進する観点から、担当支援区域の単位ごとに、サービスの安定的かつ継続的な提供を確保することを求めて、複数の電気通信事業者が第一種適格電気通信事業者としての資格を備えうる水準とする方向で検討を進めていくことが適当である。

また、公衆電話については、もっぱらNTT東西のみが提供するユニバーサルサービスとなる見込みであり、事実上、一者による安定的な提供が求められることから、現行の設置基準と同等の水準とする方向で、検討を進めていくことが適当である。



図III-4-2-1 電話のユニバーサルサービス交付金の交付のための手続

第3節 最終保障提供責務の導入等に伴うブロードバンドの交付金制度の見直し

1. ブロードバンドの担当支援区域の単位

(1) 背景

ブロードバンドについては、不採算地域において、ブロードバンドの提供に係る電気通信設備の維持費用が負担となり、その提供の確保が課題となっている状況を踏まえ、現行制度においては、不採算地域におけるブロードバンドの提供に係る維持費用を支援すべく、ブロードバンドの提供により生じる事業者の赤字の一部を交付金により補填している。また、現行の交付金制度には、未整備地域の解消等の副次的な政策目的も含まれている。

こうした目的の下、交付金の交付対象となる区域を総務大臣が指定しているところ、具体的には、①事業採算性が通常見込めず、②(不採算が推定される)競合事業者が他にいない区域を、支援が必要な区域としている¹⁵。この指定の単位について、仮に都道府県や市町村単位で指定を行った場合、大半が複数事業者の存在を理由として支援区域から外れること等により、交付金制度の目的が達成されないおそれがあることから、現行制度上は「町字」としている。

こうした現行制度の考え方も踏まえつつ、令和7年改正法の施行後における最終保障提供責務に対する交付金制度における支援区域の単位について検討を行った。

(2) 主な意見

➤ ブロードバンドについては、地域の電気通信事業者がユニバーサルサービスとしてサービスを提供している状況を踏まえ、きめ細やかに赤字を補填できるような制度とするべき。

(3) 考え方

最終保障提供責務に対する交付金制度における支援区域の単位について、仮に都道府県や市区町村などの単位にした場合は、単位区域内での黒字エリアが赤字エリアの赤字分を補填することにより、支援区域の指定要件を欠くこと

¹⁵ 現行制度上、①に対応するものとして「単位区域(町字)においてブロードバンドサービスを提供する場合の通常見込まれる収支が赤字であること等」を、②に対応するものとして「単位区域(町字)において現にブロードバンドサービスを提供する事業者(電気通信回線設備の設置規模が 50%超)が一者以下であること」を、それぞれ要件としている。なお、②の要件を設けることについては、交付金により特定の事業者のみを支援することは競争中立性を阻害するおそれがあることも理由としている。

となるエリアが増加すると想定される。その場合、第二種適格電気通信事業者に対する最終保障提供責務に係る交付金の総額は減少する方向となり、当該エリアでの最終保障提供責務は、地域会社としてのNTT東西が担うこととなると見込まれる。

一方、担当支援区域の単位を細分化するほど、赤字エリアを重点的に交付金制度により支援が可能となるほか、その区域で交付金を受けて最終保障電気通信役務を提供する事業者が責務を負う範囲も狭くなる。

以上を踏まえると、光ファイバが未整備の地域が現に存在する中、複数の電気通信事業者によってブロードバンドの整備を進めつつ、ユニバーサルサービスの提供を確保するとの制度趣旨を速やかに実現する観点からは、支援区域の単位を細分化する方向が望ましいと考えられることから、ブロードバンドの担当支援区域の単位については、現行制度と同様、「町字」を軸に検討を進めていくことが適当である。

2. ブロードバンドの支援区域の指定基準の在り方

(1) 背景

1. でも述べたとおり、ブロードバンドの交付金制度は、不採算地域におけるブロードバンドの提供維持や未整備地域の解消といった政策目的に沿うものとするため、不採算地域であることを推定する要件として、また、特定の事業者のみを支援することで競争中立性を阻害しないようにする観点からも、「競合事業者」が他にいない区域であることを要件の一つとしている。

最終答申においては、支援区域の指定に当たって、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)をユニバーサルサービスに位置付ける場合には、その提供者を「競合事業者」としてカウントすることにより支援区域が大幅に狭まる場合には、未整備地域の解消等に支障が生じるおそれがあること等から、「競合事業者」として扱わぬことが適当であるとされた。

令和7年改正法の施行後においても、第二種適格電気通信事業者が交付金の交付を受けて最終保障電気通信役務を提供することが想定されるところ、上記最終答申を踏まえ、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)がユニバーサルサービスに位置付けられた場合の「支援区域の指定要件」との関係について検討を行った。

(2) 主な意見

- 適格電気通信事業者によるユニバーサルサービスの提供に支障が生じることのないよう、適格電気通信事業者にとって予見可能性が高い制度とするべき。

(3) 考え方

今後、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)がユニバーサルサービスに位置付けられた場合には、「競合事業者」に、一定以上の割合をカバーしているワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の提供事業者も原則として含まれることになる。

その上で、例えば、

- ① 既に適格電気通信事業者としての指定を受けてブロードバンドサービスを提供している区域においては、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)が提供されているエリアであっても当該適格電気通信事業者の投資コスト回収の予見可能性を確保するため継続して支援区域とする
- ② 赤字の公設光ファイバ等の存在する区域について、その民間移行を促進する観点から、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)が提供されているエリアであっても光ファイバ等を譲り受けて運営する電気通信事業者を交付金により支援可能とする

など、政策目的を達成するために必要な場合には、例外的に、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を「競合事業者」に含めない方向で検討を進めることが適当である。

3. 第二種適格電気通信事業者の指定基準の在り方

(1) 背景

第二種適格電気通信事業者には、他の電気通信事業者の負担金を原資とする交付金を受けてユニバーサルサービスを提供する事業者として、サービスを安定的かつ継続的に提供することが求められるため、その指定の基準として、一定程度のサービスエリアを有していることを求めている。

具体的には、ブロードバンドについては、電話と異なり、これまでユニバーサルサービス責務を担う者がいなかつたため、交付金の交付の要件として全世帯カバーを義務付けると、自ら申請して第二種適格電気通信事業者となる者が現れず、未整備地域の解消等が進まないことが懸念されたことから、第二種適格電気通信事業者としてのサービスの安定的な運営を最低限確保するに足り

る基準として、例えば、特別支援区域¹⁶については、担当支援区域ごとの電気通信回線設備の規模について10%超としている。

令和7年改正法の施行後においても、第二種適格電気通信事業者が交付金の交付を受けて最終保障電気通信役務を提供することが想定されるところ、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)がユニバーサルサービスに位置付けられた場合も想定しつつ、第二種適格電気通信事業者の指定基準の在り方について検討を行った。

(2) 主な意見

- NTT東西以外の電気通信事業者が第二種適格電気通信事業者としての資格を備えうる水準とするべき。

(3) 考え方

光ファイバが未整備の地域が現に存在する中、複数の電気通信事業者によってブロードバンドの整備を進めつつ、ユニバーサルサービスの提供を確保するとの制度趣旨を速やかに実現する観点からは、第二種適格電気通信事業者の交付金制度においても、未整備地域におけるブロードバンドの整備・維持に重点を置いた制度とすることが適当である。

そのため、第二種適格電気通信事業者の指定基準としては、引き続き、サービスの安定的かつ継続的な提供を確保するための最低限の水準とすることを基本としつつ、MNO各社が提供するワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を新たにユニバーサルサービスに位置付けることも想定して、担当支援区域の単位ごとに、MNOのほか、電力系事業者やCATV事業者などなるべく多くの電気通信事業者が、第二種適格電気通信事業者としての資格を備えうる水準とする方向で検討を進めていくことが適当である。

¹⁶ モデル上の赤字額がユニバーサルサービスの提供の確保が著しく困難であると見込まれる水準以上である区域や、地理的条件等がユニバーサルサービスの提供の確保が著しく困難であると見込まれる場合に該当する区域

ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金の交付のための手続

〈第二種適格電気通信事業者〉

① 支援区域（特別支援区域）の指定（法第110条の2）

- BBユニバの提供確保が著しく困難なものとして、次のいずれかに該当すること。
 - 単位区域における収支が総務省令で定める額（現行は11,790円／月）以上の赤字
 - 地理的条件その他の総務省令で定める事項が総務省令で定める場合に該当（現行は「公設地域と未整備地域」）

（ユニバ化した後は）
MNOのワイ固BB（共用型）はこれに該当

引き続き、「町字」単位とする方向で検討

単位区域において現行BBユニバ（総務省令で定める規模（現行は±50%）を超える回線設備を設置して提供するものとして総務省令で定めるもの）を提供している事業者（総務省令で定める期間（現行は1年）を超えて継続提供している者に限り、業務区域の減少により当該単位区域から退出する者その他の総務省令で定める者を除く）の数が1以下であること

（ユニバ化する際には）
ワイ固BB（共用型）の扱いについて、政策目的に照らし引き続き検討（例えば、公設光ファイバの民間移行促進のため除外すべきか等）

② 適格電気通信事業者の指定（法第110条の3）

- BBユニバの提供の業務に関する収支状況等を公表していること
- 申請支援区域について、他の適格電気通信事業者が担当支援区域の指定を受けていない区域が存在すること
- 申請支援区域において提供するBBユニバが総務省令で定める規模（現行は±10%）を超える回線設備を設置して提供するものその他これに準ずるものとして総務省令で定めるものに該当すること

（ユニバ化した後は）
MNOのワイ固BB（共用型）はこれに該当

なるべく多くの電気通信事業者が、適格事業者としての資格を備える水準とする方向で検討

③ 第二種交付金の交付（法第107条第3号）

全ての担当支援区域におけるBBユニバ（②の3の要件に該当するBBユニバを総務省令で定める期間（1年）を超えて継続提供している者に限る。）の収支が赤字と見込まれること

〈NTT東西〉

① 総務大臣の確認（法第110条の4）

担当支援区域外で提供する最終保障BBユニバの収支状況等を公表していること

② 第二種交付金の交付（法第107条第4号）

担当支援区域外で提供する最終保障BBユニバ全体の収支が赤字と見込まれること

図III-4-3-1 ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金の交付のための手続

IV. おわりに

委員会では、社会経済活動に不可欠な情報通信インフラについて、人口減少社会における持続可能な仕組みとして、複数の電気通信事業者が連携してユニバーサルサービスの提供を確保するための制度整備に必要な事項について検討を加え、現在までの検討結果をⅢのとおりまとめたところである。

総務省においては、令和7年改正法の施行のため速やかに制度整備が必要な事項について、本報告書の趣旨及び内容を踏まえて、早急に検討に着手すべきである。

また、新たに追加するユニバーサルサービスの扱いについては、現在もなお他の委員会等で検討が進められているものも存在するところ、当該委員会等における議論に引き続き期待しつつ、ユニバーサルサービスの提供の確保に向けて着実に前進しているかの観点から、適時適切にフォローアップしていくこととする。

さらに、最終保障提供責務の導入等に伴う役務提供確認や近隣電気通信事業者の協力義務の円滑な履行に向けては、今後も関係する電気通信事業者間での調整や、これを踏まえた総務省における省令やガイドラインの作成等が求められるところ、この点についても、委員会において適時適切にフォローアップしていくこととする。

最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方について、今回の検討では、その基本的な方向性をとりまとめたところであるが、今後の具体的な算定方法等の検討については、「ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ」とも緊密に連携しながら、引き続き、検討を進めていくこととする。

このように、複数の電気通信事業者によるユニバーサルサービスの提供の確保を確実なものにするためには、委員会での議論のほか、総務省や関係する電気通信事業者等による今後の精力的な取組に負うところが少なくない。

例えば、複数の電気通信事業者によるユニバーサルサービスの提供の確保をより一層推進する観点からは、全国各地の電気通信事業者が、第一種・第二種適格電気通信事業者として電話・ブロードバンドサービスを提供するインセンティブを付与する方策について、ユニバーサルサービス制度の中か外かを問わず、事業者ニーズも踏まえた上で不斷に検討していくことも望まれるところである。

このように、情報通信インフラから「誰一人取り残されない」社会の実現に向かって、我々も含めた関係者が思いを一つにし、今後とも歩みを止めることなく前進していくことを願ってやまない。

資料編

**情報通信審議会 電気通信事業政策部会
ユニバーサルサービス政策委員会 構成員 名簿**

(令和7年2月5日現在 敬称略)

	氏 名	主 要 現 職
1	主 査 専門委員 おおたに か ず こ 大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
2	主査代理 専門委員 たかはし まさる 高橋 賢	横浜国立大学 大学院 国際社会科学研究院教授
3	委 員 岡田 羊祐 おかだ よう すけ	成城大学 社会イノベーション学部 教授
4	〃 ふじい たけ お 藤井 威生	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授
5	専門委員 か す が のりひろ 春日 教測	東洋大学 経済学部 教授
6	〃 か ま た ひ ろ み 鎌田 裕美	一橋大学大学院経営管理研究科 教授
7	〃 す な だ か お る 砂田 薫	国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員
8	〃 な が た み き 長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク

諮詢第1242号
令和7年7月4日

情報通信審議会
会長 遠藤信博 殿

総務大臣 村上誠一郎

諮詢書

下記について、別紙により諮詢する。

記

最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方

諮問第 1242 号

最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方

1 諒問理由

電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 62 号）により創設された基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度は、平成 19 年 1 月から電話のユニバーサルサービス交付金制度の運用を開始し、それ以降、社会経済情勢や技術革新などの環境変化を捉え、総務省において、累次の審議会答申等を踏まえて、適時適切にその在り方を見直している。

本年 2 月の情報通信審議会「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申では、モバイル網を活用したサービスの登場等により複数の電気通信事業者による効率的な提供が可能となっていること等を踏まえ、モバイル網を活用した電話・ブロードバンドに係るサービスを新たにユニバーサルサービスに位置付けるとともに、複数の電気通信事業者が連携してユニバーサルサービスの提供を確保する最終保障提供責務を導入することが適当とされた。

これを踏まえ、最終保障提供責務の導入や、これに伴うユニバーサルサービス交付金（以下「交付金」という。）制度の見直し、新たな利用者保護規律の導入等を盛り込んだ電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号）が、本年 5 月に公布された。これらの新たな制度の導入等に向け、必要な事項について検討を加える必要がある。

このほか、ユニバーサルサービスの在り方を巡っては、電話のユニバーサルサービスについては、令和 7 年度以降の交付金の算定方法や災害時用公衆電話に対する補填の開始に関する事項や額の算定方法について検討を加える必要がある。また、ブロードバンドのユニバーサルサービスについては、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 70 号。以下「令和 4 年改正法」という。）附則第 6 条の規定等に基づき施行後 3 年の施行状況やその導入時等に継続検討が適当とされた事項について検討を加える必要がある。

こうした諸般のユニバーサルサービス制度を取り巻く状況等を踏まえ、今般、これらの事項について検討を行うため、諮問するものである。

2 答申を希望する事項

1. 最終保障提供責務の導入等に向けて検討が必要な事項
 - (1) 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

- (2) 最終保障提供責務の履行の在り方
 - (3) ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方
 - (4) 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方
2. 電話のユニバーサルサービス制度に関する事項
- (1) 令和7年度以降の電話の交付金の算定方法
 - (2) 災害時用公衆電話の補填の開始に関する事項及び具体的な補填額の算定方法
3. ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に関する事項
- (1) 令和4年改正法の施行後3年の施行状況等の検討に関する事項
4. その他必要と考えられる事項

3 答申を希望する時期

- 令和8年1月目途 最終保障提供責務の導入等に向けて速やかに対応が必要なものについて一部答申を希望
- 令和8年3月目途 令和7年度以降の電話の交付金の算定方法、災害時用公衆電話の補填に係るものについて一部答申を希望
- 令和8年9月目途 最終保障提供責務の導入等に向けて対応が必要なものについて一部答申を希望
- 令和9年3月目途 令和4年改正法の施行後3年の施行状況等に関するものについて一部答申を希望

4 答申が得られたときの行政上の措置

今後の情報通信行政の推進に資する。

**電気通信事業政策部会及び
ユニバーサルサービス政策委員会
開催状況**

会議	回数	日付	主な検討事項
電気通信事業政策部会	第 82 回	令和7年 7月4日	・「最終保障提供責務の導入に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」について(諮問) 【令和7年7月4日付け 諮問第 1242 号】
ユニバーサル サービス 政策委員会	第 41 回	7月 18 日	・「最終保障提供責務の導入に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」について ・「ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ」の設置について
	第 42 回	8月 7 日	・関係者ヒアリング①(NTT 東日本(株)及び NTT 西日本(株)、(株)NTT ドコモ、 KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル (株))
	第 43 回	8月 21 日	・関係者ヒアリング②((株)オプテージ、(一 社)テレコムサービス協会、(一社)日本インタ ーネットプロバイダー協会、(一社)日本ケ ブルテレビ連盟)
	第 44 回	9月 29 日	・最終保障提供責務の履行の在り方等に係る 検討の方向性
	第 45 回	11月 21 日	・新たに追加するユニバーサルサービス等の 扱い等に係る検討の方向性
	第 46 回	12月 15 日	・最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電 気通信役務制度の在り方 一次報告書(案)